

第五次
人権が尊重される三重を
つくる行動プラン

2024（令和6）年度～2027（令和9）年度

2024（令和6）年3月

三重県

目 次

第1章 基本的な考え方		
1 策定の経緯	1
2 計画の期間	2
3 「基本方針（第三次改定）」の基本理念	2
第2章 人権施策の推進		
I 人権啓発および人権教育の推進		
1 人権啓発	【101】	3
2 人権教育	【102】	6
II 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進		
1 相談体制の充実	【201】	10
2 紛争解決に向けた取組の充実	【202】	13
III 課題別施策の推進		
・部落差別（同和問題）	【301】	17
・子ども	【302】	20
・女性	【303】	24
・障がい者	【304】	27
・高齢者	【305】	32
・外国人	【306】	35
・患者等	【307】	39
・犯罪被害者等	【308】	42
・インターネットによる人権侵害	【309】	45
・性的指向・性自認	【310】	48
・ひきこもり	【311】	50
・あらゆる人権課題の解消に向けて	【312】	
（アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、 貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等）	52
第3章 人権施策の推進体制等		
1 人権尊重の視点に立った行政の推進	55
2 県民、事業者等と協働したまちづくり	55
（1）多様な主体による人権尊重のまちづくり		
（2）SDGsの理念をふまえた人権施策の推進		
（3）ビジネスと人権		
3 計画の推進と進捗管理	56
（1）推進体制		
（2）進捗管理		
資料	58

第1章 基本的な考え方

1 策定の経緯

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」(1997(平成9)年制定)に基づいて、1999(平成11)年に人権施策基本方針を策定しました。

基本方針に基づいて分野毎の施策を推進していくために、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を2007(平成19)年3月に定め、その後、三次にわたり改定を行い、2020(令和2)年3月に「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定しました。

2022(令和4)年5月にこれまでの「人権が尊重される三重をつくる条例」を全部改正し制定された「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例(以下「差別解消条例」という。)」をふまえ、2024(令和6)年3月に改定した「三重県人権施策基本方針(第三次改定)」に基づいて、行動プランを策定しました。

三重県人権施策の計画体系

【条例】

人権が尊重される三重をつくる条例
(1997(平成9)年10月施行)

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例
(2022(令和4)年5月施行)

【総合計画】

みえ県民カビジョン
(2012(平成24)年3月策定)

みえ県民カビジョン・行動計画
(2012(平成24)年度～
2015(平成27)年度)

みえ県民カビジョン
第二次行動計画
(2016(平成28)年度～
2019(平成31、令和元)年度)

みえ県民カビジョン
第三次行動計画
(2020(令和2)年度～)

強じんな美し国ビジョンみえ
(2022(令和4)年10月～)

強じんな美し国ビジョンみえ・
みえ元気プラン
(2022(令和4)年度～
2026(令和8)年度)

【基本方針】

三重県人権施策
基本方針(第一次改定)
(2006(平成18)年
3月改定)

三重県人権施策
基本方針(第二次改定)
(2015(平成27)年
12月改定)

三重県人権施策
基本方針(第三次改定)
(2024(令和6)年
3月改定予定)

【行動計画】

人権が尊重される三重
をつくる行動プラン
(2007(H19)年度～
2010(H22)年度)

第二次人権が尊重される
三重をつくる
行動プラン
(2011(H23)年度～
2015(H27)年度)

第三次人権が尊重される
三重をつくる
行動プラン
(2016(H28)年度～
2019(R元)年度)

第四次人権が尊重される
三重をつくる
行動プラン
(2020(R2)年度～
2023(R5)年度)

第五次人権が尊重され
る三重をつくる
行動プラン
(2024(R6)年度～
2027(R9)年度)

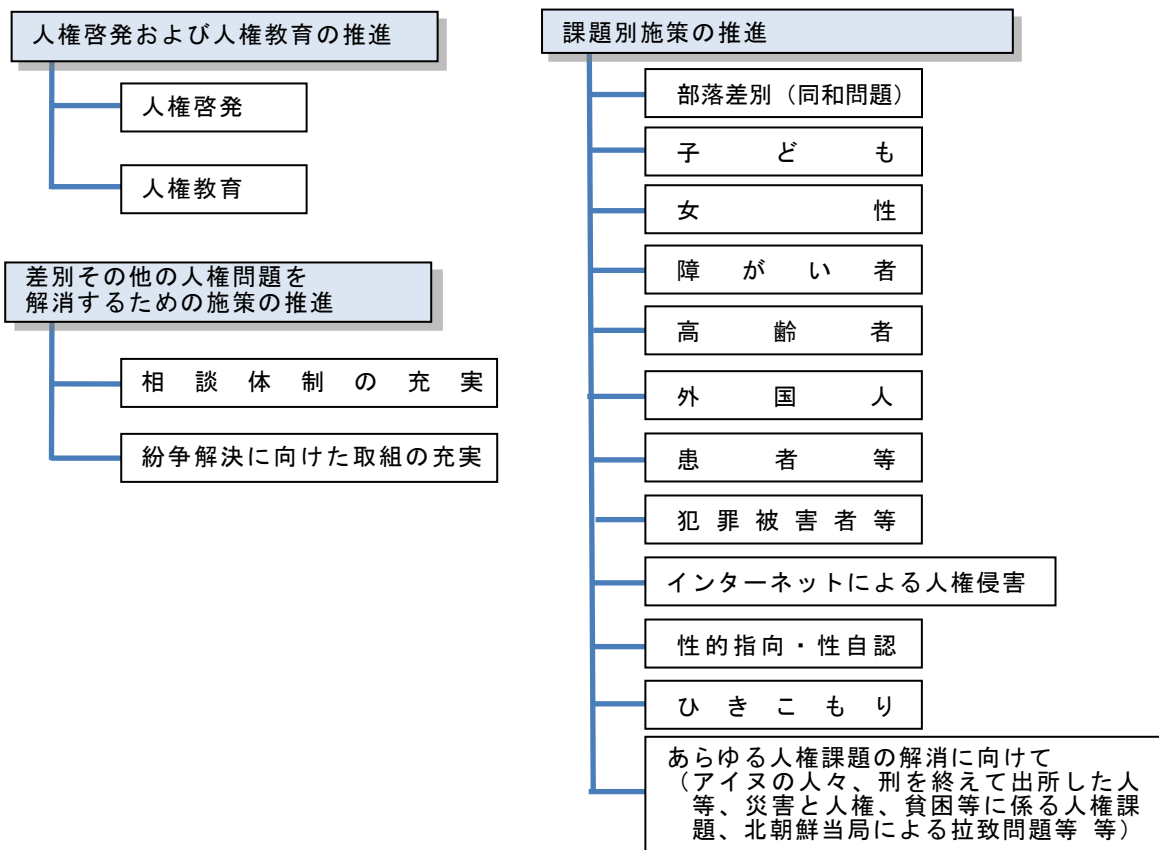
2 計画の期間

第五次行動プランの計画期間は、2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4か年とします。

3 「基本方針（第三次改定）」の基本理念

「基本方針（第三次改定）」では、めざす社会として、差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を掲げています。このような社会を実現するために、「多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現」、「差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現」を基本理念としています。

【人権施策体系図】「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」



第2章 人権施策の推進

I 人権啓発および人権教育の推進

人権施策【101】 人権啓発

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

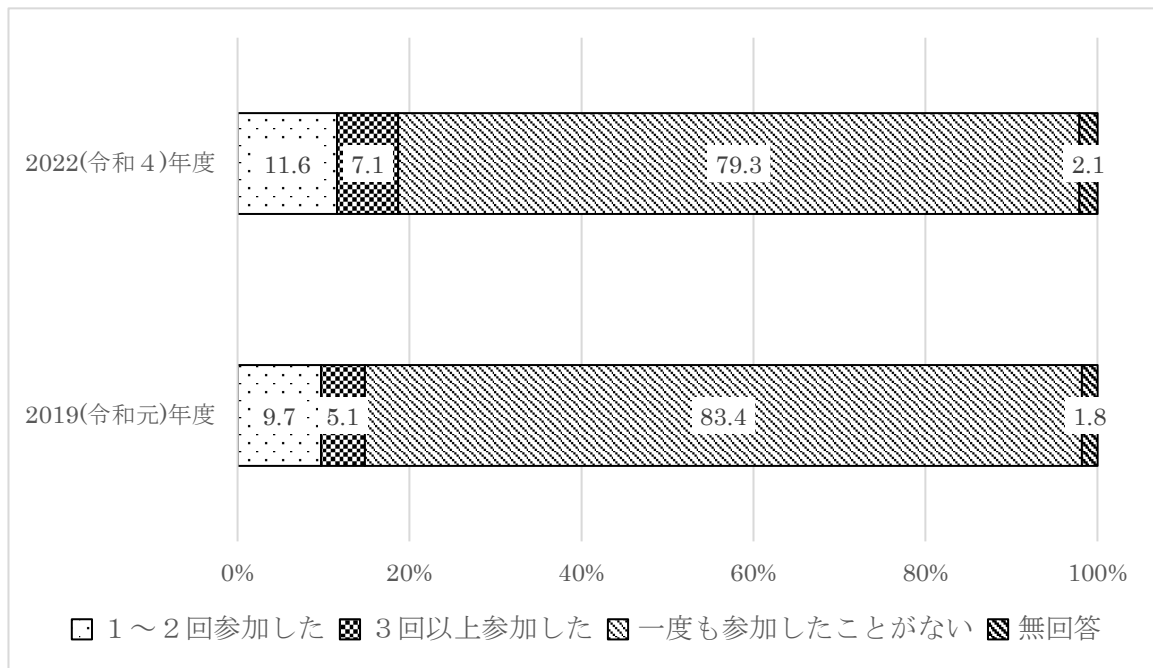
県や市町等は、効果的な手法による多様な啓発を実施することで、県民一人ひとりが、さまざまな人権問題に関する正しい知識を習得しています。

県民一人ひとりが人権問題に対して傍観することなく、自らの問題としてとらえ、その解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組んでいます。

1 データに見る現状

「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■あなたは最近5年間で、県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加したことがありますか。



人権に関する講演会や研修会に、「1～2回参加した」と「3回以上参加した」とを合わせると18.7%で、前回調査より3.9ポイント増えました。「一度も参加したことがない」は79.3%で、前回調査より4.1ポイント減りました。「一度も参加したことがない」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「講演会や研修会が開催されていることを知らなかった」53.5%、「関心がない」14.5%、「時間や場所の問題で参加できなかった」6.9%などでした。「関心がない」は前回調査より18.6ポイント減っています。

人権に関する講演会や研修会に一度も参加したことがない県民が約8割いることから、人権意識の高揚のために、人権啓発事業の開催を多くの県民に届けるとともに、関心を持ってもらえるような内容の工夫が必要です。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざした啓発を、さまざまな主体と連携を図り、推進してきました。人権啓発の拠点施設である三重県人権センターを中心として、広報媒体による啓発や講演会・研修会の実施のほか、人権メッセージや人権ポスターの募集等、県民参加型の啓発活動を展開するとともに、スポーツ組織等と連携・協力し、啓発に取り組んできました。

人権尊重の社会をめざすには、地域等の実情や人権課題に応じたきめ細かな啓発活動の実施が必要です。そのため、地域や職場等において、啓発活動を担う人材を養成する取組を継続していく必要があります。

加えて、県だけでなく、国や市町、事業者やNPO等、さまざまな実施主体と連携するとともに、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等、各種媒体を効果的に組み合わせ、県民にとってよりわかりやすく効果的な啓発活動を総合的に展開していくことが必要です。

3 取組方向

(1) 効果的な啓発活動の推進

①「世界人権宣言」、「差別解消条例」等の理念・内容の普及・啓発

「世界人権宣言」および人権に関する国際諸条約、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」、差別解消条例等の理念、内容の普及・啓発に努めます。

②人権啓発の機会の充実、多様な手法による啓発活動の実施

県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していけるよう、より効果的な研修会・講演会等を工夫して実施し、啓発機会の充実に努めます。

また、広報紙をはじめ、テレビ、新聞等、広報媒体やインターネットを活用し、子どもから大人まで幅広く受け入れられる効果的な人権啓発、広報活動に取り組みます。

③人権啓発拠点機能の利活用

多くの県民に、人権啓発の拠点である三重県人権センターの常設展示室や図書室等の利活用を促します。

④「差別をなくす強調月間」「人権週間」における重点的な啓発活動の実施

「差別をなくす強調月間」（11月11日～12月10日）および「人権週間」（12月4日～10日）において、国、市町、事業者等と連携して、県内各地での街頭啓発やスポット放送等の啓発・広報活動を集中的に行います。

(2) さまざまな主体との協働による啓発活動の推進

①さまざまな主体と連携した啓発の実施

人権尊重やダイバーシティの視点に立った人権のまちづくりに向け、さまざまな主体の特色を生かし、連携・協働して啓発を行います。

また、市町と連携し、より多くの県民の参加を促進するよう取り組みます。

②地域の特性を生かした啓発活動の実施

地域の特性や実情に応じた啓発活動を実施するため、行政機関・事業者・NPO・団体等、さまざまな主体と連携を図ります。

③隣保館との連携による啓発活動の推進

地域に密着したコミュニティセンターとして位置づけられている隣保館との連携を図りながら、啓発活動の推進に努めます。

(3) 事業者等への啓発活動の推進

①事業者等の人権意識の高揚

人権への自主的な取組をより一層推進していくため、さまざまな機会をとらえて啓発に取り組んでいきます。

②公正採用選考の確保

採用にあたっての公正な採用選考の確立を図り、就職の機会均等が図られるよう、国と連携しながら啓発を推進します。

(4) 啓発活動を担う人材の養成

県内全ての市町で、法令の趣旨の周知、地域等の実情や人権課題に応じた啓発活動を促進するため、行政機関や事業者・団体等のトップや幹部職員、人権啓発担当者等に対して研修等を実施し、人権問題や施策に関する知識や理解を一層深められるよう支援します。また、各地域防災総合事務所・地域活性化局での啓発活動を市町と連携して取り組みます。

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場で、一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身につけています。また、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身につけています。

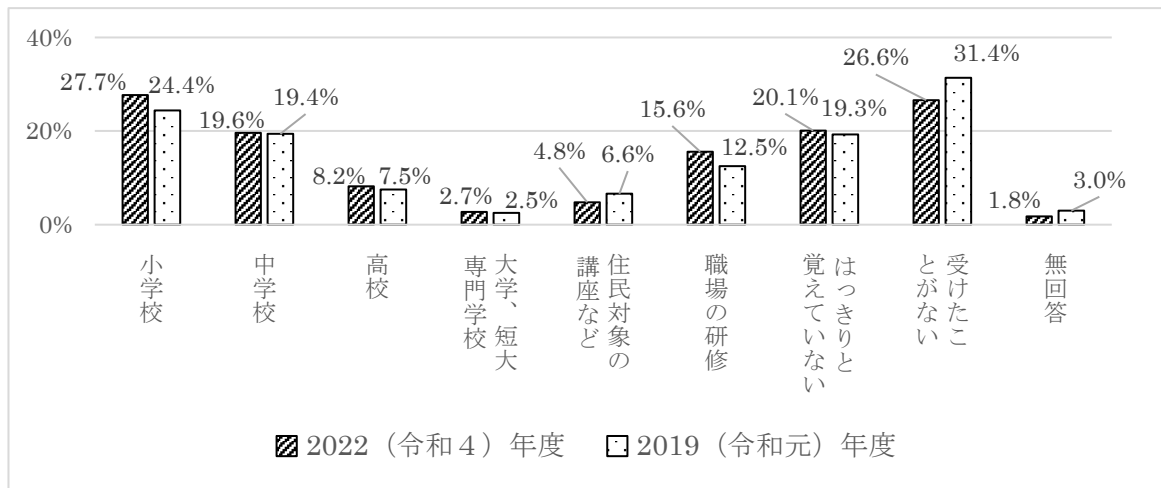
指導者の養成とその資質の向上を図ることで、人権尊重の理念について十分な認識を有した人権教育の指導体制が整っています。

1 データに見る現状

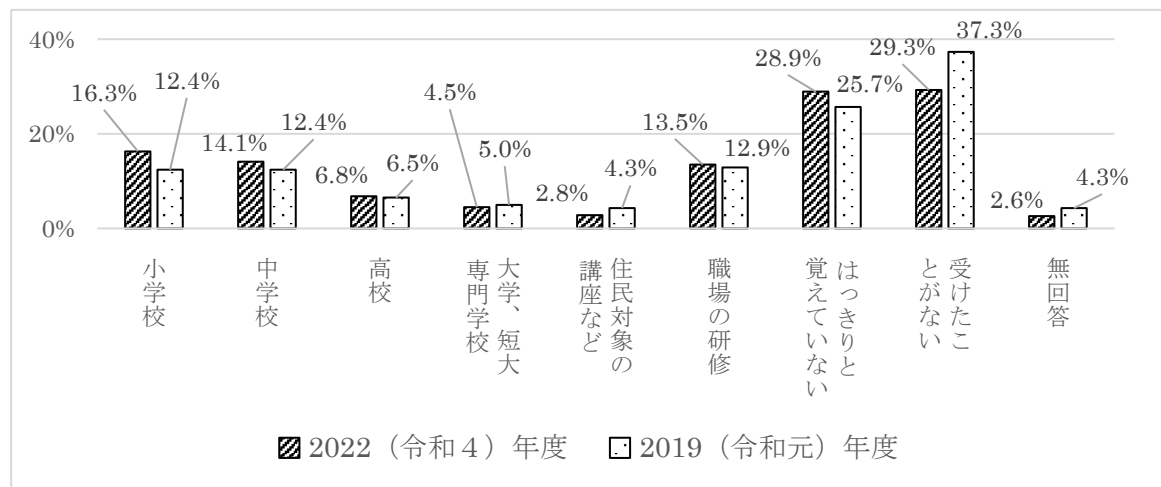
「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■あなたは学校や職場、地域で、次のような人権学習を受けたことがありますか。（複数回答）

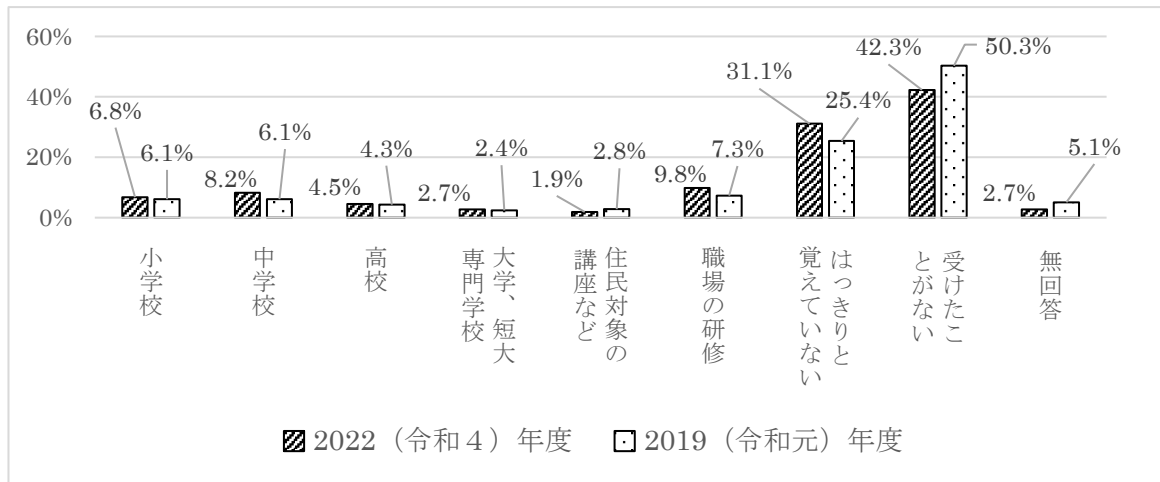
部落差別（同和問題）



障がい者の人権



外国人の人権



人権学習の機会を聞いたところ、「受けたことがない」の割合は、部落差別（同和問題）が 26.6%で前回調査より 4.8 ポイント、障がい者の人権が 29.3%で前回調査より 8.0 ポイント、外国人の人権が 42.3%で前回調査より 8.0 ポイント、それぞれ減りました。

県民が人権について学ぶことができるよう、学校教育や社会教育のさまざまな場面での人権教育や人権啓発を進めていく必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

人権が尊重される社会を実現していくためには、人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけることが必要です。そのため県は、さまざまな主体と協働して人権教育に取り組んできました。

学校教育においては、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムの活用や改善、人権学習の実施に向けた助言等を行いました。また、個別的人権問題に関わる学習を推進するため、人権学習教材および人権学習指導資料の活用促進や教科学習における取組の充実を図りました。今後、教育活動全体を通じて、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めるとともに、個別的人権問題に関わる学習活動の定着・促進が求められています。また、学校・家庭・地域の連携体制である子ども支援ネットワークを活用した、人権尊重の地域づくりの推進が必要です。

社会教育においては、地域での人権学習を推進するよう市町への支援、協力をを行い、県・市町職員、教職員、警察職員、医療関係者、福祉関係者、マスメディア関係者等の人権に関わりの深い職業に従事する人や事業者・団体等における人権研修の充実や支援を進めてきました。特に、行政職員については、2016（平成 28）年施行の障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法などをふまえた啓発・教育が求められていることから、それらの法令についての研修等をより進める必要があります。

3 取組方向

(1) 就学前における豊かな人間性の育成

一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれるよう「三重県人権保育基本方針」および「三重県同和保育基本方針」に基づき人権課題に係る研修を行うとともに、家庭環境に配慮を要する児童が多い保育所に加配保育士を配置し、家庭訪問などきめ細かな保護者への指導援助を行い、人権保育を推進します。

(2) 学校教育における人権教育の推進

①人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進

差別の現実から深く学び、人権問題を自らの課題としてとらえ、人権文化創造の主体となるための意欲や態度、技能を育て、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育みます。また、一人ひとりの自己実現につながる進路・学力保障に取り組みます。

②総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践

各学校で作成している「人権教育推進計画」について、子どもや保護者、地域の状況などをふまえた見直しを図り、人権教育を全ての教育活動の中で総合的・系統的に推進します。

③人権学習教材の活用・定着と開発

人権学習教材および指導資料の効果的な活用方法について研究し、その活用促進を図るとともに、指導方法や教材開発等の研究を進めます。

(3) 社会教育における人権教育の推進

①市町等との連携・協働

市町等と連携・協働し、住民主体の自主的な学習活動が進められるよう支援します。

②住民の主体的な人権学習の促進

子どもから大人まで、人権課題を主体的に考え、行動していくため、人権に関する学習機会を提供し、住民主体の人権が尊重されるまちづくりを促進します。

③家庭・地域と協働した取組の推進

学校、家庭、地域等が連携する子ども支援ネットワークや人権教育推進協議会の活動を推進し、その取組を支援します。

(4) 事業者・民間団体における人権教育の推進

①児童生徒の保護者に向けた人権学習の促進

P T A等の組織とともに、人権講演会を主催するなど、学校・家庭・地域が連携・協働して人権教育を進めていくよう働きかけていきます。

②事業者・団体の人権教育の取組促進

人権が尊重される地域社会の実現のため、事業者や団体における研修を支援します。

県内の事業者や団体の役員対象の人権研修会、公正採用選考に関する研修会を

開催するとともに、啓発訪問を実施するなど、人権意識の醸成に努めます。
また、社内研修等、事業者等の自主的な取組を支援します。

(5) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

①行政職員の人権研修の推進

県職員の人権問題に関する意識の向上と問題解決力の向上に資するため、職員研修の充実を図るとともに、人権問題に関する県職員意識調査の結果をふまえた効果的な研修の実施や、市町における職員人権研修等の取組支援に努めていきます。

また、人権施策を推進するため、人権啓発を推進する役割を担う職員に人権問題解決に必要な専門知識を習得させるとともに、その活用を図ります。

②教育職員等の人権研修の推進

人権問題に関する教職員意識調査の結果をふまえ、研修機会の充実を図るとともに、情報の提供に努めます。

また、教職員をはじめとする教育関係者に研修等を行い、学校における人権教育の推進とさまざまな主体との連携を図ることができる人材を育成するとともに、その活用を図ります。

③消防・警察職員の人権研修の推進

人権を尊重した消防・警察活動を推進するため、職員の人権意識の向上に努めます。

④保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進

医療事務職員や看護師等の保健・医療関係者、社会福祉関係団体や施設の職員等の福祉関係者に対する人権教育を充実します。

⑤報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進

人権問題に関する報道機関の影響力に鑑み、報道機関関係者との人権課題に関する研修や意見交換を行います。

II 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

人権施策【201】 相談体制の充実

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

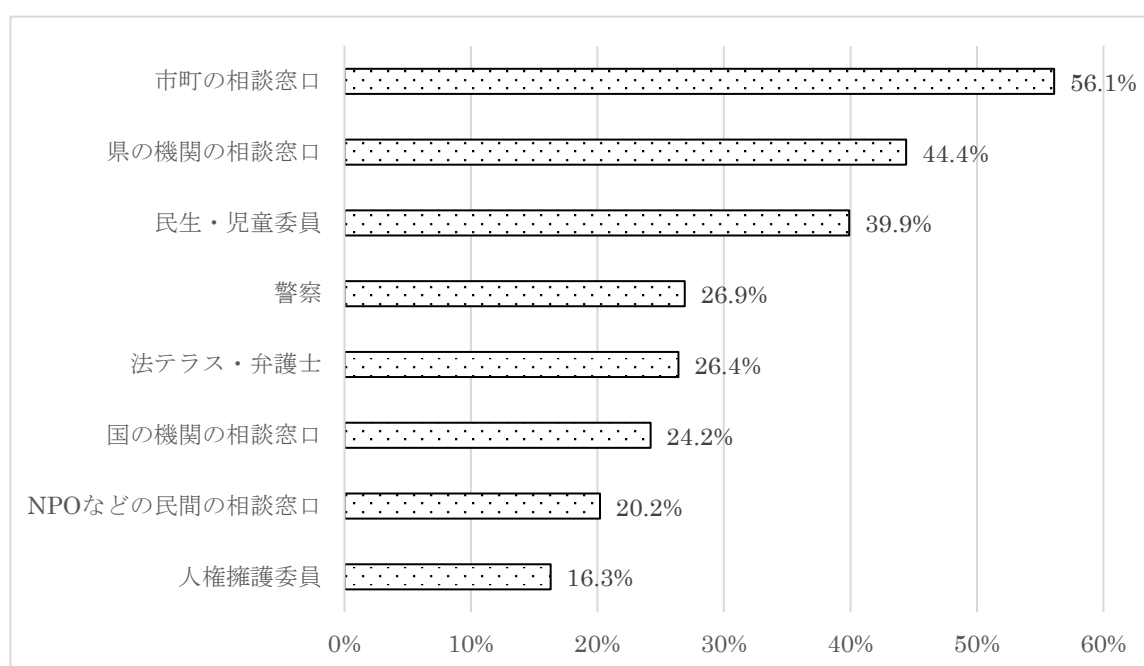
相談機関相互の連携が図られており、円滑かつ迅速に対応できる相談体制が整えられています。

県民一人ひとりが抱える問題について、身近な相談窓口で気軽に、対話を重視し、相談者に寄り添った相談が受けられています。

1 データに見る現状

「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■人権についての相談を受け付けている以下の機関をご存知ですか。(複数回答)



(2022 (令和4) 年度調査)

人権相談機関を知っているかを聞いたところ、多い順に「市町の相談窓口(市役所、町役場、隣保館など)」が56.1%、「県の機関(三重県人権センター、三重県女性相談所、三重県障がい福祉課など)の相談窓口」が44.4%、「民生・児童委員」が39.9%の順となりました。

人権侵害を受けた人たちが適切に相談を受けることができるよう、相談機関の一層の周知が必要です。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、三重県人権センターに相談窓口を設け、さまざまな人権問題に関する相談に応じ、相談者が抱える問題の解決を支援しています。それぞれの人権課題に関わる問題に対しては、児童相談所、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」、「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」、三重県障がい福祉課、三重県労働相談室等、各課題に対応した相談窓口を

設けています。

差別解消条例第 12 条で規定されている相談対応として「助言、調査、関係者間の調整」が適切に実施できるよう、相談体制を充実する必要があります。

このため、相談対応については、人権センターを人権問題に関する相談の総合窓口として位置づけ、アドバイザーを設置するなど、相談者に寄り添った対応が円滑かつ迅速に行えるよう体制を整備したところです。

「人権問題に関する三重県民意識調査」（2022（令和 4）年度実施）で、人権の侵害を受けた経験と対応について聞いたところ、最近 5 年間で自分の人権が侵害されたと感じた人の割合は 11.7%でした。人権侵害を受けたときの対応としては「相手に抗議した」が 18.2%で、2019（令和元）年度に実施した前回調査より 2.6 ポイント増えました。また、「何もせず、がまんした」は前回調査より 11.9 ポイント減ったものの、35.0%でした。このため、個別の人権問題についての相談機関をきめ細かく周知していくとともに、相談しやすい環境の整備や相談員の資質向上が必要です。

また、あらゆる人権問題に関する相談に迅速かつ的確に対応していくため、国や市町などの行政の相談機関だけでなく、社会福祉関係団体等の民間の相談機関との連携強化に取り組み、地域における相談ネットワークをより充実させていく必要があります。

3 取組方向

（1）相談窓口の広報と充実

①幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知

相談を必要とする全ての人に届くよう、県の広報紙やホームページ等への掲載、ポスターやパンフレット等を活用し、各種相談機関に関する情報を提供します。

②相談内容に応じた相談窓口の充実

人権に関わるさまざまな相談を適切に受けられるよう、相談窓口の充実を図ります。また、相談者の身近な地域において、気軽に相談できる環境整備に努めます。

③利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備

電話やファックス、電子メール等による相談、出張相談や SNS^{*1}を活用した相談の実施等、各機関の対応状況をふまえて、相談者が利用しやすい方法で相談に応じられる体制整備を図ります。

（2）相談体制の強化

①相談窓口の専門職員の確保・充実

各種専門相談窓口における専門職員の確保、充実を図るとともに、相談員等を対象とした研修を実施し、資質向上および専門性の確保を図ります。

②相談内容の検討（分析）による適切な対応

人権相談事例の収集・蓄積、相談内容の検討（分析）を行い、各種相談に対してより適切な対応ができる体制づくりに取り組みます。

③相談者に寄り添った相談体制

弁護士等のアドバイザーを人権センターに配置することで、相談者に丁寧に寄

り添った対応が円滑かつ迅速に行えるよう体制の整備を図ります。

(3) 相談機関等相互の協働・連携の強化

①各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築

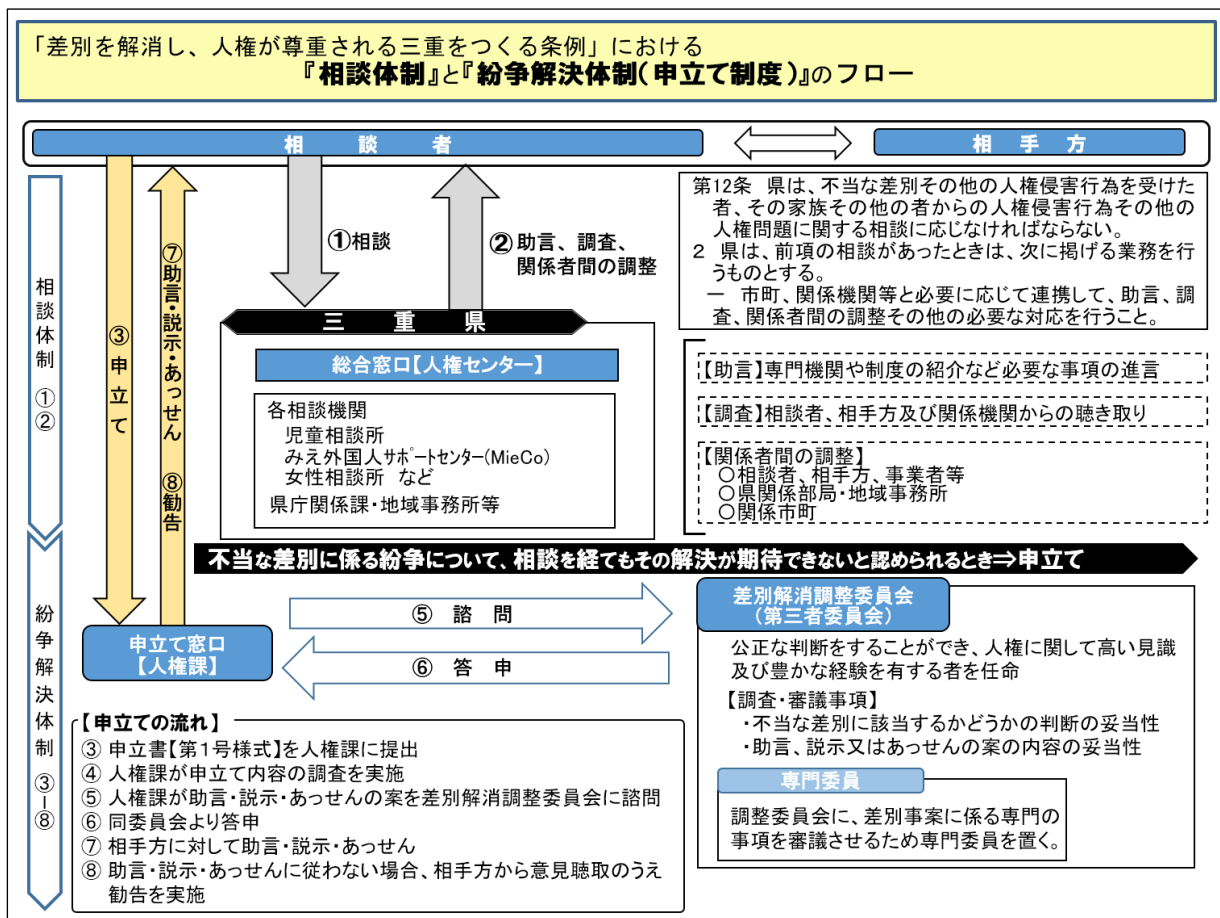
県、国、市町、民間の相談機関等さまざまな団体との連携を強化し地域の課題解決に向けた情報交換を行うとともに、相談員の資質向上および相談者に寄り添った相談・支援体制の充実を図ります。

②相談ネットワークの構築と支援体制の構築

相談者の身近な地域での相談体制を充実していくため、相談ネットワークの構築を図ります。また、地域での対応が困難な相談に対して、広域的、専門的機能から補完・支援できる体制の構築を図ります。

※1 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、限られたユーザーだけが参加できる Web サイトの会員制サービスのことで、友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしています。



差別解消条例における相談体制と紛争解決体制のフロー①

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

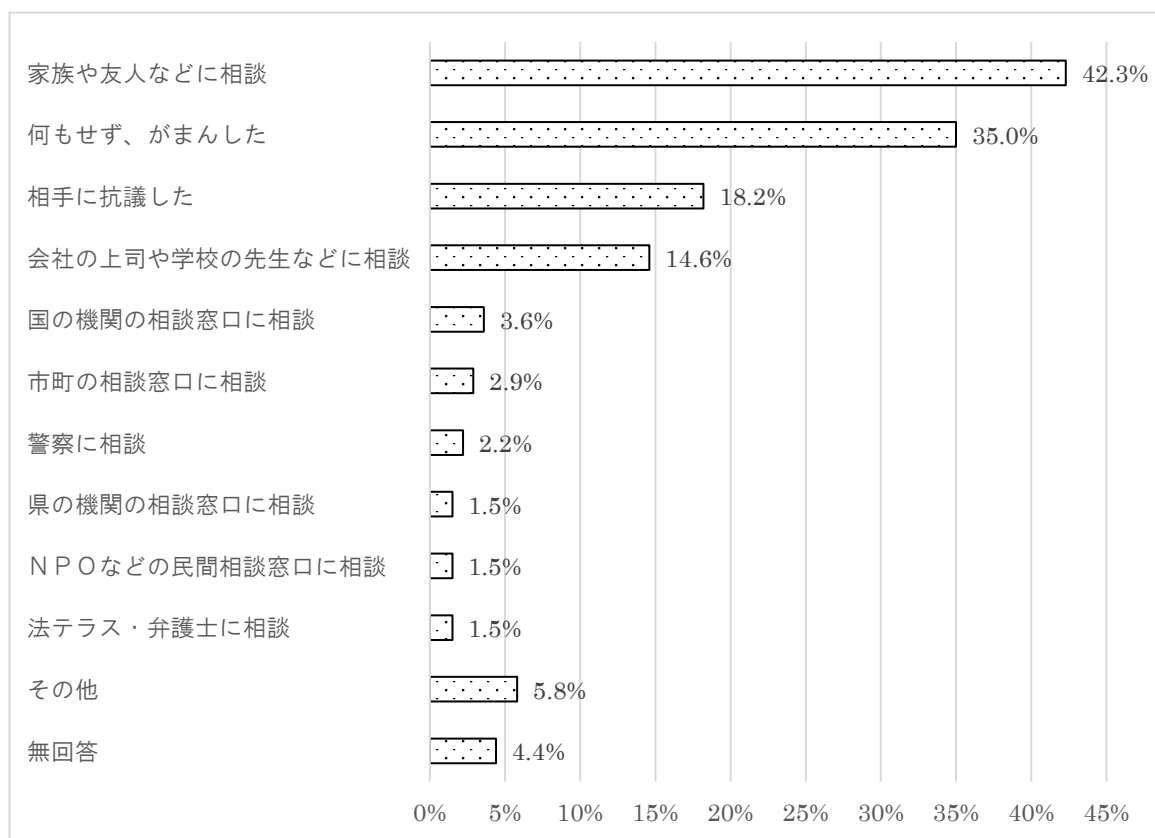
いじめや虐待を受けている子ども、配偶者等からの暴力を受けている被害者などの深刻な権利侵害に対して福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携して取り組み、被害が救済されています。

差別解消条例に基づく「助言、説示、あっせん」の実施により、当事者間の問題解決が図られるなど、実効性の高い積極的な救済が図られています。

1 データに見る現状

「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じたことが「ある」と回答した方におたずねします。人権侵害を受けたとき、あなたはどのような対応をしましたか。



(2022 (令和4) 年度調査)

最近5年間で自分の人権が侵害されたと感じた人に人権侵害を受けた時の対応を聞いたところ、最も多かったのが、「家族や友人などに相談」42.3%で、前回調査より5.6ポイント増えました。次いで多かったのが「何もせず、がまんした」35.0%で、前回調査より11.9ポイント減りました。

人権侵害を受けたときに相談できるさまざまな相談機関の周知に加え、相談しやすい環境の整備や相談員の資質向上のための取組が必要です。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、緊急に避難や保護を必要とする女性や子どもの一時保護や自立支援等の取組を行っているほか、さまざまな人権侵害について各分野の相談機関が専門的に対応し、救済を図っています。

2022（令和4）年5月に施行した差別解消条例に規定する差別その他の人権問題を解消するための体制を適切に運営し、差別にかかる問題解決を図ることが必要です。

人権が尊重される社会の実現のためには、あらゆる人権課題に対して迅速かつ的確に対応していくことが求められます。特に、差別事象が発生した際には、被害者の心の状態に留意し、関係機関と連携した適切な対応が必要です。こうしたことから、三重県人権センターをはじめとしたそれぞれの相談窓口で、気軽に相談できるような周知啓発と相談員の資質向上、人権侵害を受けた被害者の心のケアを図っていく必要があります。

また、児童虐待相談対応件数は緩やかな増加傾向となっており、今後も面前DV^{*1}等の心理的虐待や子育ての悩みなどの相談が増加すると想定され、それらが身体的虐待や重篤な事案につながらないような対応が必要となっています。

インターネット上の人権侵害に対しては、インターネットおよびスマートフォン等のサイト上における三重県に関連する差別的な書き込みについて、モニタリングを行い、国等の関係機関と連携を図りつつ、引き続き、削除要請を行う必要があります。

3 取組方向

（1）人権侵害に対応するための取組

①差別事象・人権侵害に対する関係機関の連携した取組

差別事象・人権侵害についての「差別事象対応マニュアル」を策定し、差別事象・人権侵害が発生した場合には、国、県、市町、関係機関が連携し、当該事象発生の原因、背景等を分析し、今後の対応策を協議・検討します。

②人権侵害被害者への支援と関係者への啓発

人権侵害を受けた被害者に寄り添い、相談やカウンセリングを通じて心のケアや支援を継続して実施するとともに、関係者等への啓発を行い、再発の防止に向けて取り組めます。

③虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実

DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待等について、早期に発見し、緊急一時避難先を確保するなどの早期対応を推進するため、関係機関との連携強化を図ります。また、DV被害者や児童への心理的支援を行うとともに、児童虐待相談機能を強化します。

④いじめや暴力行為等のへの教育相談・支援体制の充実

いじめや暴力行為等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、教職員による子どもたちの見守りやスクールカウンセラー等による専門的な教育相談の充実に取り組むとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員等からなる専門家チームによる支援を推進します。

⑤犯罪被害者等の精神的・経済的支援

犯罪被害者等への各種相談やカウンセリング等、心のケアによる支援を行うとともに、経済的支援を行います。

⑥インターネットによる差別的な書き込みの早期発見・削除と防止に向けた取組

インターネット上にある差別的な書き込みについて、モニタリングを行うことにより、早期発見・削除要請を行い、拡散防止に努めるとともに、これらの差別事象の調査・分析を行い、啓発につなげます。また、モニタリングに関する説明会等を実施し取組の充実を図ります。

⑦人権問題に関する相談機関の充実とネットワークづくり

各相談機関が相互に連携し、それぞれの専門性を発揮することにより救済を図ります。そのために、相談員の専門性・資質の向上を図るなど相談機能を強化するとともに、相談機関・団体等のネットワークづくりを進めます。また、国や市町など関係機関との連携強化を図ります。

⑧人権救済制度の確立に向けた取組

人権侵害による被害者を救済するために、実効性のある人権救済等に関する法制度の確立を国に対して求めます。

⑨相談体制の充実

人権問題に関する相談に対して、相談体制の充実を図り、差別解消条例に規定する相談対応（助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応）が適切に実施できるようにしていきます。

（２）紛争解決体制の適切な運営

①助言、説示及びあっせんの申立てへの適切な対応

相談機関と連携を図り、申立ての内容や事実関係を十分確認のうえ、問題の解決に向けて取り組みます。

差別解消条例に基づく助言、説示、あっせん等を行うにあたっては、適切に調査したうえで行います。

②「三重県差別解消調整委員会」の適切な運営

差別にかかる申立てについて、三重県差別解消調整委員会で調査・審議し、当事者に対して助言、説示、あっせんを行い、問題解決を図ります。

③勧告の適切な実施

差別をしたと認められる当事者が助言、説示、あっせんに従わない場合、適切に勧告を行い、問題解決のための行動を促します。

（３）人権侵害への対応に関する啓発と広報

①救済につながる相談窓口、制度の広報

救済につながるさまざまな相談窓口や制度等を適切に利用できるよう、県の広報紙やホームページ等への掲載、ポスター、パンフレット等を活用し、県民への広報を進めます。

②差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進

差別事象や人権侵害の再発防止に向けた啓発を、関係機関が連携を図りながら推進するとともに、人権侵害事案をもとに学ぶ啓発資料等を作成し、人権意識を高揚させ、差別事象や人権侵害を早期発見、早期対応ができるよう取り組みます。

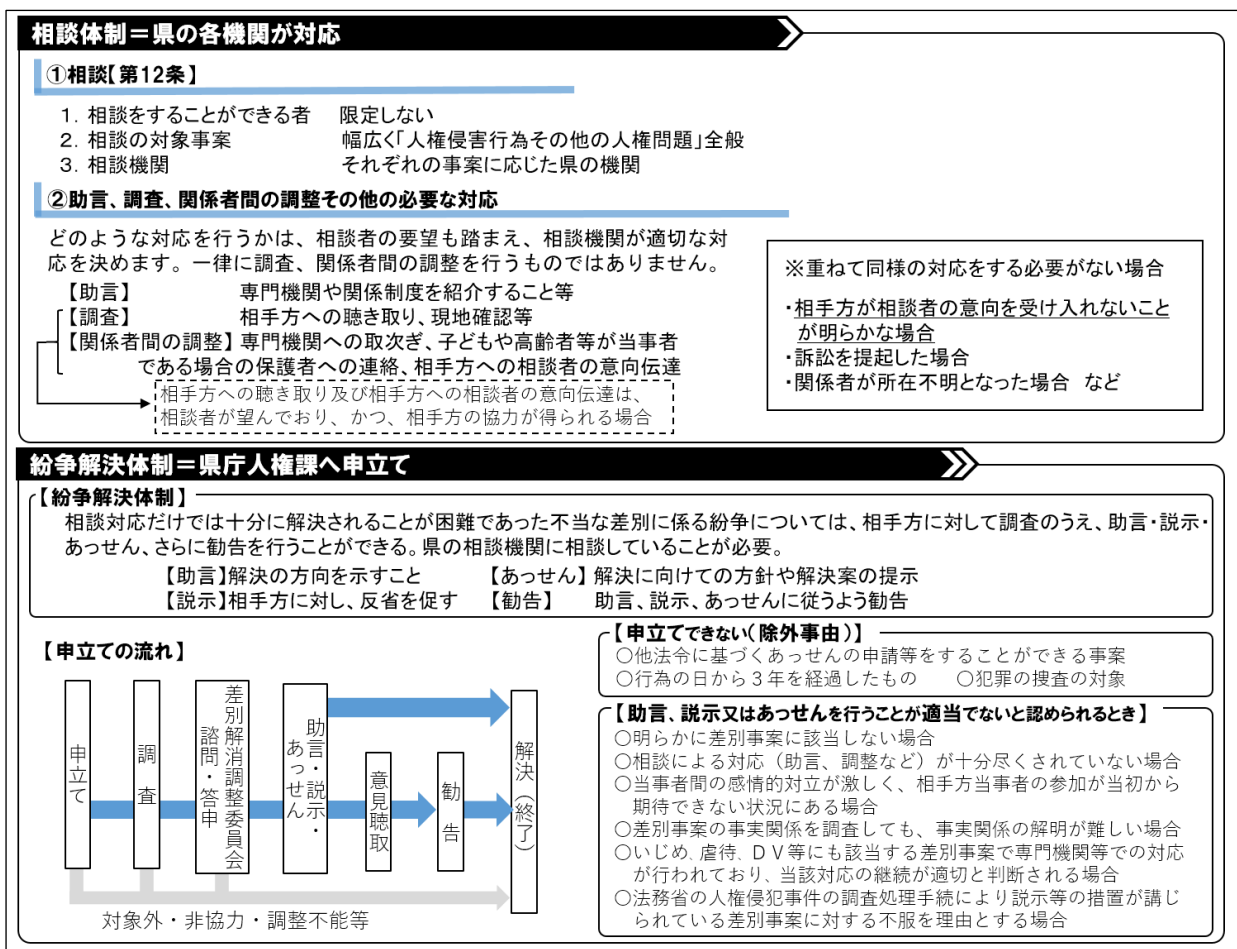
③虐待等に係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり

DVや児童虐待等に関する啓発を推進して、県民の虐待に対する意識の高まりにより、地域において虐待が早期に発見・通報される環境づくりを進めます。

※1 面前DV(ディーブイ)

面前DVは、子どもの見ている前でのDV(ドメスティック・バイオレンス)のことです。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など、親密な間柄にある、またはあった者からの身体的・心理的な暴力などのことです。



III 課題別施策の推進

人権施策【301】 部落差別（同和問題）

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

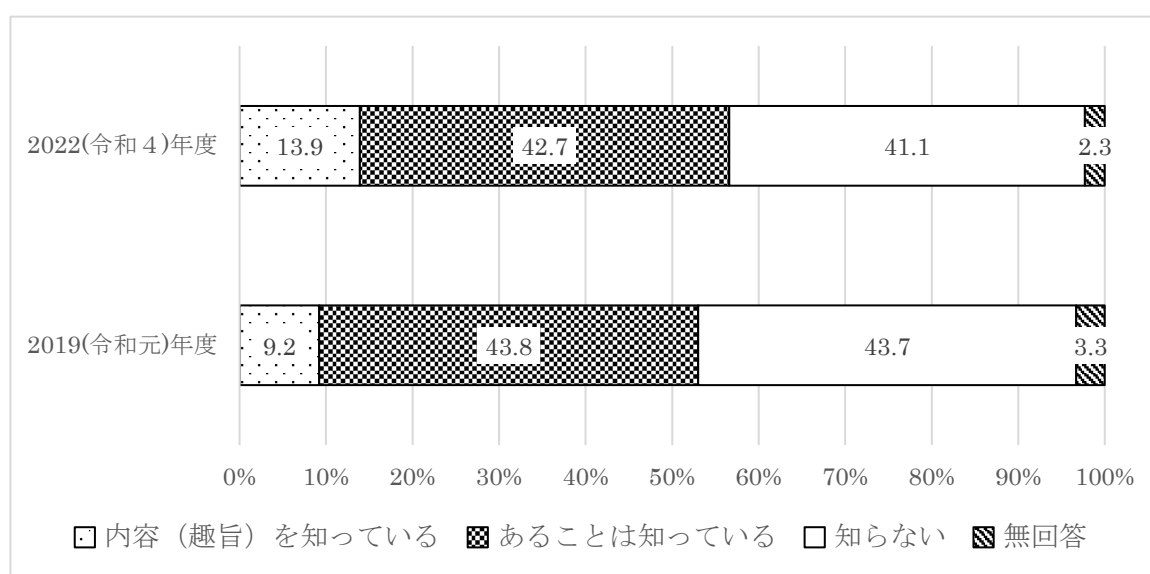
これまでの取組の成果と課題を継承し、教育・行政機関をはじめ、さまざまな主体が連携しながら、部落差別解消に向けた取組が積極的に行われています。

部落差別は許されないものであるとの認識のもと、県民一人ひとりが、自らの課題としてとらえ、主体的に差別解消に取り組んでいます。

1 データに見る現状

「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■あなたは、部落差別解消推進法を知っていますか。



部落差別解消推進法について、「内容（趣旨）を知っている」と「あることは知っている」とを合わせると56.6%で、前回調査より3.6ポイント増えました。「知らない」は41.1%で、前回調査より2.6ポイント減りました。

同法は、現在もなお部落差別が存在することや、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることをふまえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざすものです。

法律の周知が啓発につながることから、引き続き、周知を行うとともに、相談体制の充実についても取り組む必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、国や市町、関係機関等、さまざまな主体と協働し、県民の人権意識を高めるための教育や啓発活動に取り組んできました。

県民の人権意識は差別解消に向けた取組の成果もあり、好ましい状況に向かっていると考えられるものの、依然として結婚や不動産取引時における忌避意識が存在しているほか、個人を誹謗中傷する差別的な言動やインターネット上での差別書き込み等も発生していることから、学校教育と社会教育が一体となった人権教育、職場等にお

ける人権研修や創意工夫を凝らした人権啓発により一層取り組む必要があります。

また、インターネット上において、部落差別をはじめとする差別的な書き込みが頻発・悪質化しており、モニタリングによる削除要請や未然防止のための啓発が必要です。

さらに、部落差別に関する誤った意識に乗じ、事業者や行政機関等に高額な図書を売りつけるなどの不当な要求を行う「えせ同和行為」の根絶に向けた取組や、教育、就労等の課題への取組も必要です。

今後は、これまでの取組の成果を継承・発展させながら、部落差別解消推進法の趣旨や地域の実情をふまえ、国、県、市町、関係機関等さまざまな主体が一層連携し、部落差別に関する差別意識の解消に向けた啓発・教育、相談体制の充実にかかる取組を進める必要があります。

3 取組方向

(1) 部落差別の解消に向けた教育・啓発活動の推進

① 部落差別を許さないという気運を醸成するような啓発活動等の推進

県民一人ひとりが部落差別を自らの問題としてとらえ、「部落差別は許されないものである」という認識を持ち、意識の変革が図られるとともに、差別の解消に向けた、地域、職場等での取組が進むよう、さまざまな主体と連携し、多様な手法により啓発活動等を実施します。

② 教育・啓発を推進する人材への支援、人材の養成

事業者、各種団体、地域のリーダー等、地域での活動に向けた研修を支援するとともに、行政職員の研修を実施します。

また、学校における人権教育の推進状況等の実態把握を進めるとともに、教職員の積極的な姿勢の確立と実践力の向上をめざした研修の充実に努めます。

③ 差別事象への対応と啓発への活用

部落差別に係る差別事象については、行政、関係機関等が連携し、解決に向けた取組を推進します。また、明らかになった問題点を今後の啓発に活かすように努めます。

④ 「えせ同和行為」排除に向けた取組

えせ同和行為は、部落差別に対する誤った意識を植え付ける大きな要因になっていることから、国、県、市町、関係機関等が情報を共有し、対応や啓発等について協議しながら、連携して取り組みます。

⑤ 同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展

学校教育においては、子ども一人ひとりの差別をなくそうとする意識・意欲・態度を育成し、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、人権教育の充実に努めます。

⑥ 学校、家庭、地域等が連携した推進体制の充実

学校や地域で、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けた教育を推進するため、校種を越えた連携を進めるとともに、学校、家庭、地域等が連携した推進体制の充実を図ります。

⑦社会教育における住民による主体的な学習支援

社会教育においては、住民一人ひとりが部落差別を自らの問題としてとらえ、学習できるよう支援します。

(2) 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組

①公正な採用選考の確立に向けた取組

事業者の公正採用選考啓発推進員等を対象に「公正採用選考研修会」を開催し、適性と能力のみを選考基準とする公正採用の徹底や、統一応募用紙の趣旨の周知等に努めます。

また、高等学校や高等教育機関にも、公正採用選考について生徒・学生への周知が行われるように促します。

②就労促進に向けた取組

学卒者、離転職者、求職者や在職者を対象に、事業主等と求職者双方のニーズに合わせた多様な訓練、セミナー等を実施します。

また、就職後においても個人の人権が尊重される職場環境の整備に向け、事業者等での主体的な研修が行われるように促します。

(3) 部落差別の解消に向けた人権尊重のまちづくりの推進

①住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進

部落差別をはじめとする人権啓発を推進するため、隣保館が、地域社会全体の中で住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして十分機能を果たせるよう、隣保館が行う相談、広報・啓発、地域交流等の各種事業を促進します。

②人権が尊重されるまちづくりへの取組の学習支援

県民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの取組が促進されるよう、住民組織等の自主的な学習の支援を行います。自治会などはもちろん、事業者や自主活動の組織、地域の自主防災会などの多様な主体に広がっていきます。

(4) 部落差別の解消に向けた人権擁護の推進

①三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進

三重県人権センターを拠点とした相談機関のネットワークの連携を強化し、人権問題に関する相談機能の充実を図ります。

また、多様化・複雑化・専門化する人権問題に関する相談に迅速かつ的確に対応するため、相談員の資質向上や相談スキルの習得に努めます。

②隣保館における相談活動等の支援

地域における相談体制等の強化を図るため、隣保館が行う生活相談、社会福祉等に関する総合的な活動の支援に努めます。

(5) インターネットによる差別的な書き込みの早期発見・削除と防止に向けた対応

インターネット上にある差別的な書き込みについて、モニタリングを行うことにより、早期発見・削除要請を行い、拡散防止に努めるとともに、これら差別事象の調査・分析を行い、啓発につなげます。

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

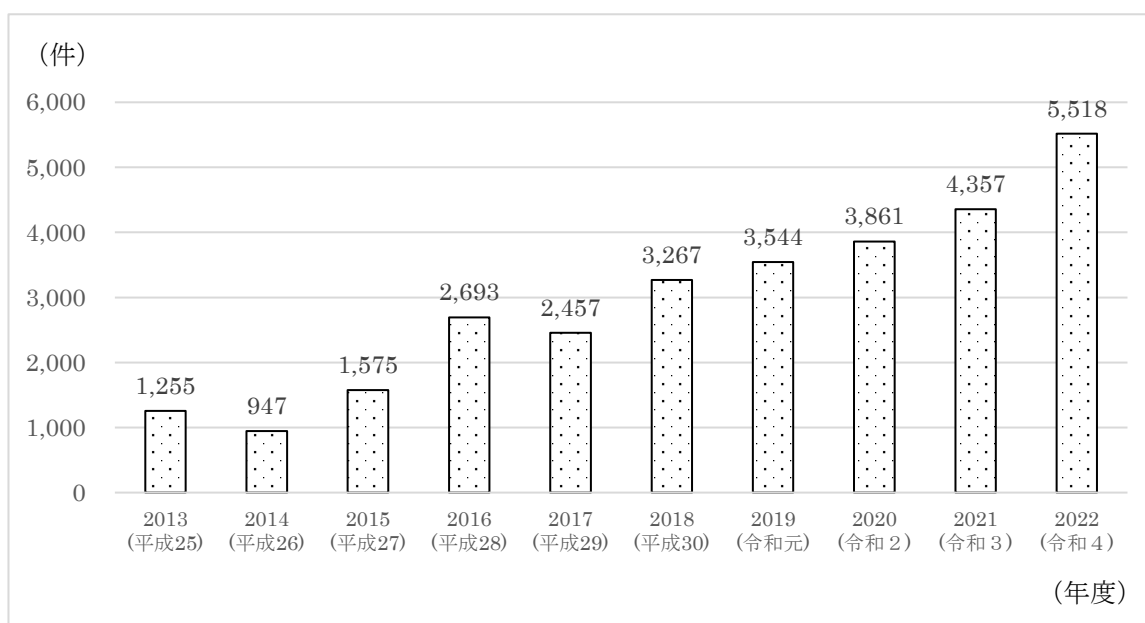
子どもが権利の主体として尊重されるとともに、地域社会全体で子どもの豊かな育ちを支えています。

子どもが自らの意思を尊重され、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活を送っています。

1 データに見る現状

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」結果より

■いじめの認知件数



2022（令和4）年度三重県（国公立学校）のいじめの認知件数は5,518件で、2021（令和3）年度と比べると1,161件増えており、2013（平成25）年の「いじめ防止対策推進法」施行以降、最多となっています。

子どもをいじめから守るとともに、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活が送れるよう、取り組んでいく必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、子どもの育ちを支える地域づくりを進めるため、「三重県子ども条例」を制定し、さまざまな機会を通じてその普及啓発に取り組んでいます。また、2020（令和2）年3月に策定した、「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づき、さまざまな主体との協働のもと、引き続き、少子化対策と子ども施策を総合的に推進する必要があります。

同年3月に、「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」を策定し、多岐にわたる子どもの問題に市町で計画的に取り組んでもらうため、県内全ての市町で計画が策定されることを目標とした働きかけを行っています。また、「三重県子どもの貧困対策推進会議」等を引き続き活用し、子どもの貧困^{*1}対策に取り組む関係団体間での顔の見え

る関係づくりや連携強化を進める必要があります。さらに、子ども食堂等のさらなる裾野の拡大を図るとともに、持続可能な活動となるよう、引き続き支援が必要です。

2023（令和5）年2月に県内29市町の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）に実施したアンケート調査結果では、ヤングケアラー^{*2}と思われる子どもの件数として、要対協でフォローしているケースが111件、主に学校等からの情報提供や報告等を受け、市町で見守りを行っているケースが49件あり、全体で160件となりました。

児童虐待相談への対応力を強化するため、三重県児童相談センターの組織体制の強化、児童相談所職員の増員、専門性向上のための研修の実施等に取り組みました。児童相談所における児童虐待への早期対応、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、引き続き、リスクアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進する必要があります。加えて、児童虐待を未然に防止するために、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携した取組を行います。

いじめから子どもを守り、学校や家庭、地域の皆さんとともに社会総がかりでいじめの防止に向けて取り組むことをめざす、「三重県いじめ防止条例」に基づき、強化月間の取組やいじめの防止に向けた取組を進めてきました。SNSを活用した相談窓口「子どもSNS相談みえ」を実施し、いじめに悩んでいる子どもたちに適切に対応してきました。また、いじめの未然防止を図り、児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを進めるため、子どもたちの問題解決能力を育成する取組や、小・中学校等および高等学校にスクールカウンセラー等を配置し、教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携してチームで学校を支援しました。

これらの取組を地域社会全体で推進するため、市町や地域のさまざまな主体との連携をより強化していく必要があります。

3 取組方向

（1）子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進

①子どもの権利について子ども、保護者等が学習する機会の充実

こども基本法、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）^{*3}を人権学習教材として活用し、4つの柱である「生きる権利」、「守られる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」について、子ども、教育関係者、保護者等が共に学習する機会を設けます。

②事業者や地域等と共に取り組む子どもの育ちの見守りや子育て支援の充実

子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」の趣旨に沿って、子どもや子育て家庭を社会全体で支える気運の醸成、取組の促進に向けて、事業者や団体などのさまざまな主体と連携し、協働して取り組みます。

（2）子どもの健やかな成長のための環境づくり

①相談窓口の整備充実等の子どもの育ちを支えるための施策の推進

子育ての悩みについての相談窓口や、子どもが自ら悩みなどを相談できる「こどもほっとダイヤル」等の相談窓口の体制を充実するとともに、学校や地域が共に子育てを支えるための施策を一層進めます。また、地域や事業者、団体等、さまざまな主体と連携し、子育て家庭の支援を行います。

②子どもの健やかな成長を支援するための環境づくりの推進

子どもの健全な成長を阻害するおそれのある環境や、インターネットを通じたトラブルから、子どもを保護し、健全な育成を図るため、青少年健全育成条例に基づき、立入調査活動を行うとともに、携帯電話・インターネットの適正な利用やフィルタリング導入の必要性について啓発を行います。

③家庭や地域住民と学校、児童相談所等の関係機関による連携の強化および相談体制のネットワーク化に向けた取組

家庭や地域住民との連携を強化するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を行い、学校、児童相談所、児童養護施設、医療機関、警察等による相談体制のネットワーク化を図り、児童虐待や貧困など、さまざまな生活背景を持つ子どもや、不登校の状態にある子どもなど、一人ひとりの課題に寄り添った支援を行います。また、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、魅力ある学校づくりを進めます。

④子どもが幅広い人間性を身につける機会の充実

地域社会の中で、子どもがさまざまな体験を通じて、幅広い人間性や自身の将来を切り拓く力を身につける機会の提供を支援します。

⑤インターネット上の人権侵害への取組の充実

児童生徒に対し、ネットリテラシー^{※4}や情報モラルに関する教育を推進するとともに、インターネット上の人権侵害、誹謗中傷等の書き込みに係る問題解決に向けた体制づくりに取り組みます。

⑥子どもの貧困対策

子どもの貧困や、その連鎖の解消に向けて、地域や子どもの居場所、事業者・団体等と連携し、身近な地域での学習支援に取り組みます。

⑦ヤングケアラー支援の取組

ヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援体制の充実に向けて、要保護児童対策地域協議会の職員やヤングケアラーへの支援に関わる職員等を対象に研修を実施するとともに、コーディネーターを配置することで、市町のノウハウの蓄積や継承に向けた支援を充実します。

(3) 児童虐待防止と啓発活動の充実

①児童虐待防止と社会的養育の推進

地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応の取組を進めるとともに、国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門人材確保や、研修等による計画的な人材育成に努め、関係機関が連携して虐待被害から子どもの人権が守られる相談体制の充実に取り組みます。また、思春期から性に関する正しい知識の普及等を行うとともに、計画していない妊娠等悩みを抱える若年層が相談しやすい体制整備を進め、児童虐待の未然防止を図ります。

さらに、「三重県社会的養育推進計画」(2020(令和2)年度～2029(令和11)年度)に基づき、被措置児童等社会的養育を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、里親委託や小規模グループケア化の推進を図ると

ともに、家族再生・自立支援に取り組みます。

②児童虐待に対する啓発活動の充実

児童虐待の早期発見・早期対応の取組を推進するためには、学校や医療機関、警察、市町等の関係機関との連携強化に加え、地域住民の理解と協力が不可欠です。「子どもを虐待から守る条例」に基づき、毎年11月の子ども虐待防止啓発月間を中心に、虐待防止についての関心と理解を深める啓発を行います。

(4) いじめ防止対策の推進

いじめ等の子どもの人権に関わる問題を解決するため、個性や差異を尊重する意識や態度の育成をめざす学習を進めます。また、いじめ実態調査等をもとに現状を把握し、早期に対応していくことにより、被害児童生徒のケアとともに加害児童生徒への適切な指導および支援を行い、再発防止に取り組みます。

※1 子どもの貧困

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」では、子どもが、経済的困難や、経済的困難に起因して発生するさまざまな課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

※2 ヤングケアラー

一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

※3 こども基本法、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。1989（平成元）年の国連総会で採択され、1990（平成2）年に発効されました。日本は1994（平成6）年に批准しました。主に子どもの「生きる権利（健康・医療への権利など）」、「守られる権利（虐待・放任からの保護、経済的搾取・有害な労働からの保護、障害のある子どもの権利保障、少数民族・先住民の子どもの権利保障など）」、「育つ権利（教育を受ける権利、休み遊ぶ権利、思想・良心・宗教の自由など）」、「参加する権利（意見を表す権利、表現の自由、結社・集会の自由など）」の4つの権利を保障するものとなっています。また、この条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、総合的に施策を推進することを目的とした「こども基本法」が2023（令和5）年4月に施行されました。

※4 ネットリテラシー

インターネット・リテラシーを短縮した言葉で、インターネットの情報や事象を正しく理解し、それを適切に判断、運用できる能力のことです。

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

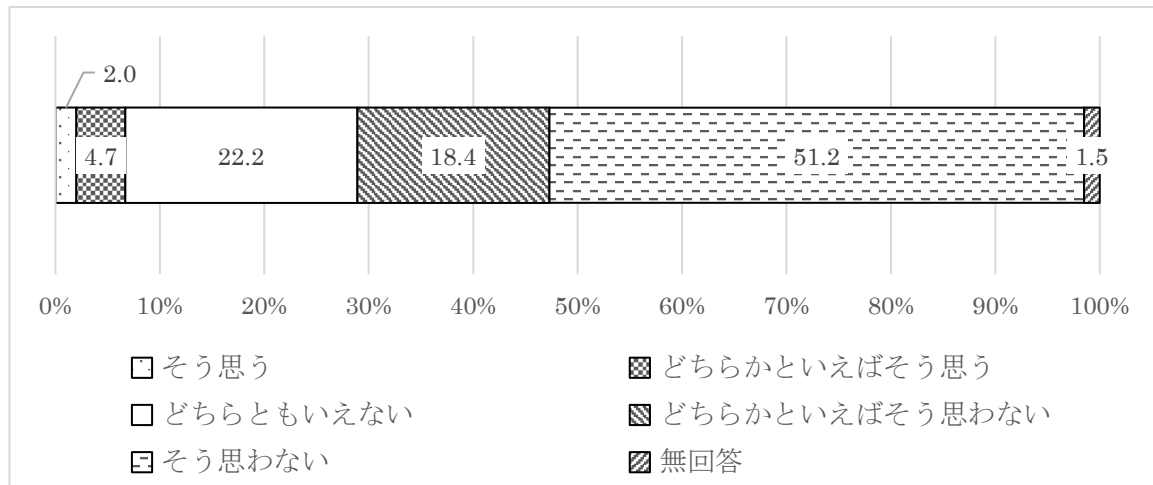
職場、家庭、地域社会において、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮し、それぞれの多様な生き方が認められる男女共同参画が進むとともに、あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大に向けて、さまざまな主体による取組が進んでいます。

また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や困難な問題を抱える女性に対する支援等が進んでいます。

1 データに見る現状

「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をした方がよい」という意見について、どのように思いますか。



(2022 (令和4) 年度調査)

「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児をした方がよい」という意見に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると 6.7%、「どちらともいえない」は 22.2%でした。また、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると 69.6%でした。

今後も、性別による固定的役割分担意識をなくすとともに、生き方や価値観等をお互いに尊重し合いながら、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されるよう、さまざまな分野で取組を継続する必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県民一人ひとりが性別に関わらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、情報発信、研修学習、人材育成、相談、調査研究、参画交流の各事業を実施し、男女共同参画意識の普及を図ってきました。性別による固定的役割分担意識の解消のため、引き続き啓発等に取り組む必要があります。

また、性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の広報強化や、SNS相談窓口の開設などにより相談しやすい環境整備を進めてきました。引き続き、増加・多様化する

相談ニーズに的確に対応するため、相談支援体制を強化・拡充する必要があります。

ストーカー行為やDVに関する法律に基づく行政措置および被害者等の一時避難に係る支援などの保護対策を進めてきました。引き続き、DVを防止するための啓発を進めるとともに、多様化する相談に対応するため、実践的な研修を行うなど相談員の相談スキルを一層高める必要があります。

さらに、女性をめぐる課題はDV以外にも複合化しており、新たな女性支援の枠組みを構築する必要があります。

3 取組方向

(1) 男女共同参画を推進するための基盤の整備

①女性の政策・方針決定過程への参画

男女が社会の対等な構成員として、政策・経営・方針決定過程へ共に参画し、責任を担う社会づくりを推進します。県では、審議会等の各附属機関において、男女の均衡のとれた委員構成となるよう働きかけを進めます。

②男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進

社会に根強く残っている、性別による固定的な役割分担意識を解消し、広く県民に男女共同参画の理解と意識の普及が進むように、幅広い層への啓発・広報活動を推進します。

③男女共同参画を推進する教育・学習の充実

性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、人権意識に基づいた男女平等観の形成・行動変容へとつなげていく必要があるため、家庭や地域、学校等における教育・学習の場を充実します。

(2) 働く場におけるジェンダー平等^{※1}が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

①男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進

働き方を見直し、男女が共に働きやすい職場環境づくりに向け、企業におけるワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、次世代育成支援等の取組を促進します。

②雇用の場におけるジェンダー平等に向けた普及・啓発の推進

雇用の場における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法に関する普及啓発を行うとともに、男女共同参画を進めている企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録・表彰するなど、企業等の取組促進を図り、雇用の場における女性の参画および活躍を促進します。

③育児・介護期の労働者に対する支援

男女が共に育児・介護休業制度を活用できるよう、制度定着に向けた啓発や環境づくりを進めます。育児・介護等の理由による離職者には、再就職にあたって総合的な支援を行います。また、多様なニーズに応じた子育てや介護の支援を充実します。

④女性の就労支援の推進

女性の就労を支援するため、県内各地域においてセミナー等による女性の社会参画支援に関する情報提供や就労支援相談等を実施します。

(3) 暴力等から人権を守る環境づくりと健康の支援

①あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携強化および相談体制の充実

性犯罪、売買春、DV、セクシュアル・ハラスメント等の身体的、性的、心理的なものを含むあらゆる暴力から女性を守るために、三重県配偶者暴力相談支援センター（三重県女性相談所）、警察、国、県、市の福祉事務所等の行政機関、司法、女性の保護・支援にあたる社会福祉施設等の関係機関が情報共有を行い、相談支援体制の充実を図ります。

②暴力を許さない意識の醸成および暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組

DVをはじめとする女性に対する暴力を許さない社会意識の醸成を図るとともに、こうした暴力が人権侵害であるとの認識を普及するための啓発を行います。

③DV被害者等の保護および自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進

三重県配偶者暴力相談支援センター（三重県女性相談所）をはじめ、保健・福祉・医療・警察・NPO等の関係機関相互の連携を強化しながら、相談や心理的支援、被害者等への自立支援を行い、必要に応じて一時保護や施設入所等の支援を行います。また、被害者等の子どもの支援にも努めます。

④性犯罪、売買春、ストーカ対策等の推進

人権尊重や男女共同参画を推進する視点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。また、性犯罪、売買春、ストーカ、人身取引等の防止に向けた取組を推進します。

⑤性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に向けた取組

性別を問わず子どもたちを含めた全ての若い世代に対し、性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行うことで、いのちの大切さについて考え、自分のこと、相手のことを尊重する意識の醸成を図ります。

※1 ジェンダー平等

性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことです。

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

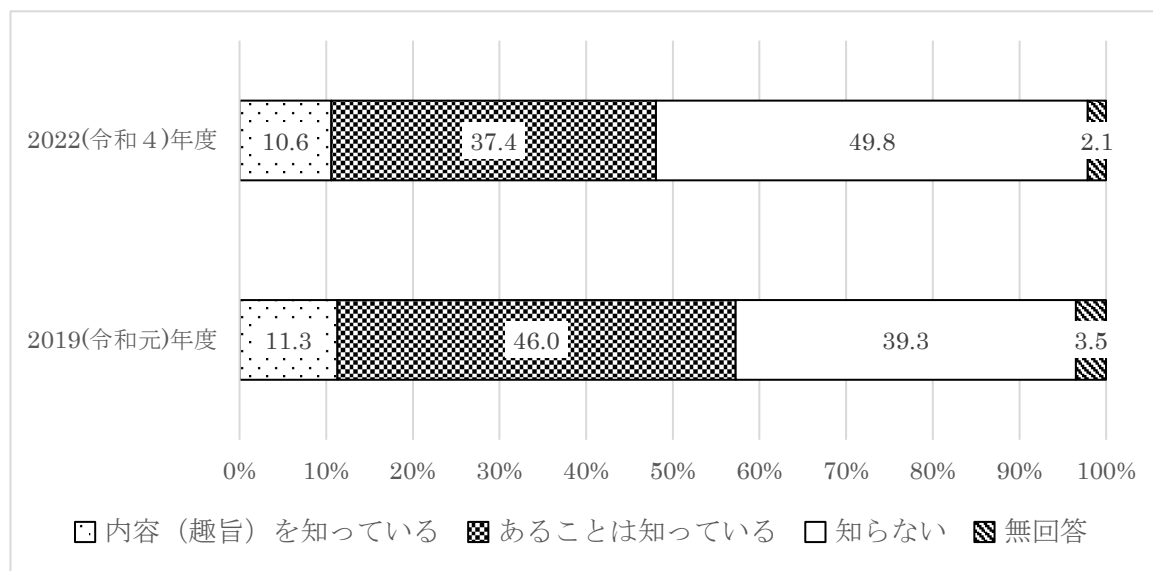
障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

また、特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの望みをふまえ、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。

1 データに見る現状

「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■あなたは、障害者差別解消法を知っていますか。



「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として施行された障害者差別解消法について、「内容（趣旨）を知っている」と「あることは知っている」とを合わせると48.0%で、前回調査より9.3ポイント減りました。「知らない」は49.8%で、前回調査より10.5ポイント増えました。

法律の周知が啓発につながることから、引き続き、周知を行うとともに、相談支援体制の充実についても取り組む必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を基本理念とした、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づいて、障がい者の雇用促進や、権利の擁護、地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組等、総合的かつ計画的に施策を展開しています。また、同プランが2023（令和5）年度に最終年度を迎えることから、障がい者を取り巻く新たな

な状況変化や社会の変化を取り入れた次期プラン（2024（令和6）年度～2026（令和8）年度）の策定に取り組みます。

県内の障がい者の雇用を促進するため、障がい者雇用への理解促進、雇用支援制度の周知、障がい者の職場定着の推進に向けた支援、障がい者雇用促進に係る課題への対応策の検討に取り組んできました。引き続き、ステップアップカフェ^{*1}を活用した障がい者雇用への理解促進を図るとともに、一般就労を希望する障がい者等を対象とした職業訓練などに取り組んでいく必要があります。

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法の普及啓発を進めるとともに、相談員の配置および諮問機関として調査・審議を行う三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、体制整備を図りつつ、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めてきました。引き続き、相談事例などについては、三重県障がい者差別解消支援協議会における情報共有や検証の取組を進める必要があります。

より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的・広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援してきました。多様化・高度化する相談ニーズに対応するため、引き続き、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援の質の向上を図る必要があります。

発達障がい児等への途切れない支援を行うため、市町の発達支援総合窓口等との連携を強化するとともに、引き続き、専門的な職員の育成を支援する必要があります。また、保育所・認定こども園・幼稚園への「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の導入を促進する必要があります。

誰もが自由に行動し、安全で快適に生活できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の基本方針に沿って、公共交通および県有施設におけるバリアフリー化を図るとともに、市町や民間の施設等でもユニバーサルデザイン^{*2}に配慮された整備が一層進むよう、引き続き、国、関係市町、事業者と協議・調整を進める必要があります。

障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、ふれあいスポレク祭や県障がい者スポーツ大会を開催してきました。これまでの取組の成果を継承し、障がい者スポーツの一層の裾野の拡大に向け、2022（令和4）年8月に「三重県障がい者スポーツ支援センター」を開設しました。

3 取組方向

（1）障がい者の権利擁護の推進

①障がいのある人に対する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進

障がいを理由とする差別の解消を図るため、市町や関係団体と連携し、各種広報や、広く県民や事業者等を対象とした啓発イベント等の実施等、さまざまな機会を利用して、県民意識の向上を図るための普及・啓発活動を進めます。

②障がいを理由とする差別の解消

障害者差別解消法の改正により、2024（令和6）年4月に事業者の合理的配慮の提供が義務化されることから、引き続き、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発に取り組めます。また、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らし

やすい三重県づくり条例」の普及・啓発および適切な運用を進めます。国、県、市町の相談窓口において、障がい者やその家族等からの差別に関する相談に的確に応じるとともに、三重県障がい者差別解消支援協議会および三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、関係機関の連携によるネットワークの構築、紛争の防止や解決を図るための体制整備に取り組みます。

③障がいに関する人権教育等の推進

これからの社会を担う子どもたちが、障がいに関する理解を深められるように、学校において障がいの社会モデル^{※3}の考え方に関する学習や障がい者の人権に関わる問題の解決について考える取組等を進めます。

また、障がいのある児童生徒に開かれた学校となるように、環境の整備を進めます。

④障がい者虐待の防止

障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し、障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームの活用により、虐待対応事例の検討や事案に対する助言を得て改善につなげます。

⑤権利擁護のための体制の充実

成年後見制度^{※4}の利用が必要であるにも関わらず、さまざまな理由で利用できない障がい者等を支援し、地域で安心して生活が送れるよう、行政職員等を対象とした成年後見制度の利用促進に関する研修会や関係機関による意見交換会を開催します。

(2) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

障がいのある人をはじめすべての人がさまざまな社会活動に参加できるよう、社会参加の促進に向け、その障壁を取り除くため、障がいの状態や特性に応じた情報・コミュニケーション支援や、施設や公共交通等におけるバリアフリー化等、ユニバーサルデザインの意識づくりと暮らしやすいまちづくりに取り組みます。

(3) 障がい者の地域生活の支援と社会参加、参画の環境づくり

①地域生活への移行を支える相談支援体制の整備

福祉施設入所者や長期入院精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、障がい者本人の意欲を喚起する働きかけを行うとともに、外部の支援者との関わりの確保に取り組みます。また、障がい者が地域で必要な支援を受けながら、自立し安心して暮らすことができるよう、グループホーム^{※5}等の居住の場や日中活動の場の確保、地域生活を支える福祉サービスの充実等、一人ひとりの障がいの状態に応じた支援体制の構築に取り組みます。

②障がいのある人もない人も共に参画できる社会の実現

障がいのある人の働く意欲や能力、適性に応じた就労の場を確保し、障がいのある人もない人も共に働ける社会の実現をめざします。

障がい者の就労への理解促進のため、実習訓練の実施や職場定着支援を行うとともに、福祉事業所における工賃向上に取り組みます。また、適性に応じた能力

を十分に発揮することができるよう、障がい者のニーズに応じた多様で柔軟な働き方について県内事業者への普及に努めます。

障がいのある人がいきいきと充実した生活を送れるよう、スポーツ・文化活動への参加機会の充実、確保に取り組みます。

③発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実

地域の関係者、家庭、学校との連携により自閉症、注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの発達障がいに対する理解促進を図ります。また、支援ツールを活用し発達障がい児の早期発見に努めるとともに、一人ひとりの児童に合った途切れのない支援を行います。

（４）精神障がい者の地域生活の支援

①精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発

精神障がいの原因となる精神疾患は、統合失調症やうつ病、依存症などさまざまであり、その特性や程度もそれぞれ異なります。精神障がいに対する誤解や偏見が、精神障がいのある人の社会での自立や就労の促進、福祉サービスの充実等を進める上での大きな阻害要因となっていることから、県民に対する正しい知識を普及するとともに、精神障がいのある人と地域住民との交流等を通じて啓発に努めます。

②精神障害にも対応した地域包括ケアの推進

医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種による訪問支援を行う、アウトリーチ^{※6}体制の整備を図るとともに、未治療等の精神障がい者が支援を受けられるよう、訪問支援を行います。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進するために、各障害保健福祉圏域あるいは各市町に設置している協議の場において、地域の包括的・重層的な連携体制について検討ができるよう支援します。

（５）特別な支援を必要とする子どもたちの学びの保障

①障がいのある子どもたちの自立と社会参画を実現するための早期からの一貫した支援の推進

一人ひとりの児童生徒に合った切れ目ない支援を行うために、幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、「パーソナルファイル」^{※7}の活用を促進します。また、発達障がい支援に係る研修講座を実施し、教員の専門性向上を図ります。

②特別支援学校のキャリア教育の推進

特別支援学校卒業後も地域の中で安心して、自分らしく暮らしていけるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望の実現と地域生活への円滑な移行を図ります。

③交流および共同学習の推進

障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに理解を深め尊重し合うことができ、可能な限り同じ場で共に学べるよう、交流および共同学習を進めます。

※1 ステップアップカフェ

障がい者が一般就労に向けてステップアップできる実習や訓練の場となるとともに、障がい者がいきいきと働く姿を発信し、企業や県民の理解を深めていくことをめざし、県が関係機関と連携し設置したカフェです。運営は県が公募により選定した民間事業者が担います。

※2 ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。

※3 障がいの社会モデル

障がい者が日常生活または社会生活で受けるさまざまな制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会におけるさまざまな障壁と相対することによって生じるものという考え方です。

※4 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について、家庭裁判所に選任された援助者が契約の締結等を本人の代わりにを行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるなど、これらの人を不利益から守ることができます。

※5 グループホーム

障がい者が共同生活を営む住宅やアパート等において、主として夜間や休日に相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を受けられる住居です。

※6 アウトリーチ

「手を伸ばす」という英語から派生した言葉であり、医療や福祉の分野では、予防的な支援や介入的な援助が必要な場合に、援助者が被援助者のもとへ出向き、具体的な支援を提供することです。ここでは、入院という形に頼らず地域で生活することを前提として、在宅精神障がい者等の生活を、訪問を中心とした活動により支援していくことです。

※7 パーソナルファイル

本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、福祉、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

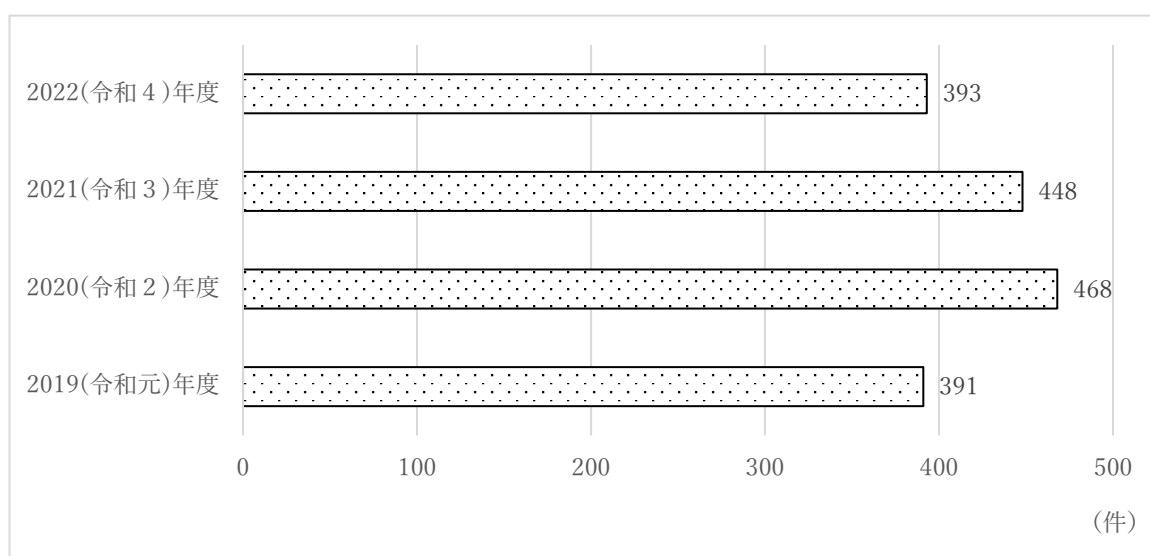
高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されています。

また、全ての人々が、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解し、全ての高齢者は、自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送っています。

1 データに見る現状

「『高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査（厚生労働省）」結果より

■養護者による高齢者虐待の相談・通報件数（三重県）



県内における2022（令和4）年度中の養護者による虐待の相談・通報件数は393件で、2021（令和3）年度より55件減りましたが、依然多い状況にあります。

今後も、高齢者虐待に関する正しい知識や対応についての普及啓発、相談に係る窓口の周知を行う必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき取組を進めるとともに、地域の実情・特性に応じた地域包括ケアシステムの構築に資する取組を支援していく必要があります。

高齢社会を迎えている今、高齢者が地域の担い手として活躍することにより、地域の支え合いが推進されることや、社会の中で役割を持ち、生きがいを感じることで、自らの介護予防にもつなげていくこと等に期待が寄せられています。

高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者の見守り等、さまざまな主体による日常的な支え合い活動を促進していくことが必要となっています。

認知症高齢者については、今後増加し続けると推計されており、認知症の早期発見・早期診断と適切なサービスが提供され、みんなで認知症の人とその家族を支え、見守

るとともに、認知症の人の社会参加、参画を促進し、共に生きる地域を築いていくことが必要となっています。

3 取組方向

(1) 高齢者の社会参加、参画の促進と交流

① 老いや介護に関する正しい理解の普及

家庭や地域社会において、福祉関係団体等との連携を図りつつ、高齢者と若い世代との交流を深めて、老いや介護に関する正しい理解の普及や相互扶助の意識の醸成に取り組みます。また、学校においても、交流活動等を通じて、高齢者に対する理解を深めます。

② 文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動へ参加するための環境整備

高齢者が健康で生きがいをもっていきいきと生活できるよう、文化、スポーツ、地域活動等多様な活動への参加を支援し、高齢者の社会参加、参画を推進します。

さらに、高齢者が安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、歩行空間、交通システム、案内表示、建築物、公園等におけるバリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。

③ 多様な雇用・就業機会の確保とシルバー人材センターの機能強化

高齢者の就業ニーズの変化・多様化に対応し、多様な就業機会を確保するため、シルバー人材センターの機能拡充に向けた支援を行うとともに、三重労働局と協力して高年齢者就職面接会を実施します。

(2) 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

① 高齢者虐待の防止と適切な対応

高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者に対する迅速かつ適切な支援を行うため、市町をはじめ関係機関との連携の強化等に取り組みます。また、市町等の関係職員を対象とした研修会等を開催し、高齢者虐待についての正しい知識や対応についての普及啓発に取り組むとともに、地域での見守りや高齢者虐待の早期発見につなげるための仕組みづくりを支援します。

② 認知症総合対策の推進

認知症の人と家族が住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、認知症の人の思いや支援ニーズを的確に把握し、気持ちに寄り添う支援を提供します。また、医療、介護、地域の多様な人的資源・社会資源がつながり合い、認知症の初期から切れ目なく、認知症の人と家族を支えるための総合的な対策を進めます。

(3) 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実

① 質の高い介護サービス提供への取組

福祉サービスの利用者が質の高いサービスを適切に選択できるよう、事業者支援、情報公表、事故対応、適正化事業を推進します。

②地域包括ケアの推進

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に努めます。

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

NPO法人 のってこらい（熊野市）

① ニーズに合わせて

熊野市五郷町は一人暮らしの高齢者が多く、移動手段が少ないことが課題でした。NPO法人「のってこらい」は、2010(平成22)年に自家用車による有償旅客運送を始めるために設立しました。料金は、タクシーの2分の1以下とし、買い物や通院、美容室や墓参りや小学生の通学手段等にも利用されています。五郷町の運転手は普段は1人ですが、一度に多くの人を利用するときに備えて約10人が有償運送の運転講習を受けています。



② 継続していくために

「のってこらい」は、市がクラウドファンディング制度で購入した車両を無償貸与してもらっています。

利用する人だけでなく、自家用車を所有している人や若年層、地域の出身者も会員登録し、会費を出し合い運営を支えています。現在は地域から離れている人も、この町で暮らす将来のために会員になっている人もいます。地域で支え、地域を元気にする存在をめざしています。

③ 「一隅を照らす」の具現化を

現在、地元に戻ってきた運転手さんがハンドルを握っています。

利用者にゆっくり買い物をしてもらったり、玄関に近い場所に車を止めたり、荷物を玄関まで運んだりと温かくサポートしています。また、利用がない時は、高齢者の見守り活動をしています。

近年、人の温かさ、まちを元気にしていこうという人の思いがある五郷地区に移住する人が増えています。

「のってこらい」では、後継者の育成とともに、「一隅を照らす」という言葉を具現化していく取組を継続していきたいと考えています。

「人権が尊重されるまちづくりの取組」の詳細はホームページをご覧ください。
三重県 人権施策総合 <https://www.pref.mie.lg.jp/JINKEN/HP/index.htm>

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

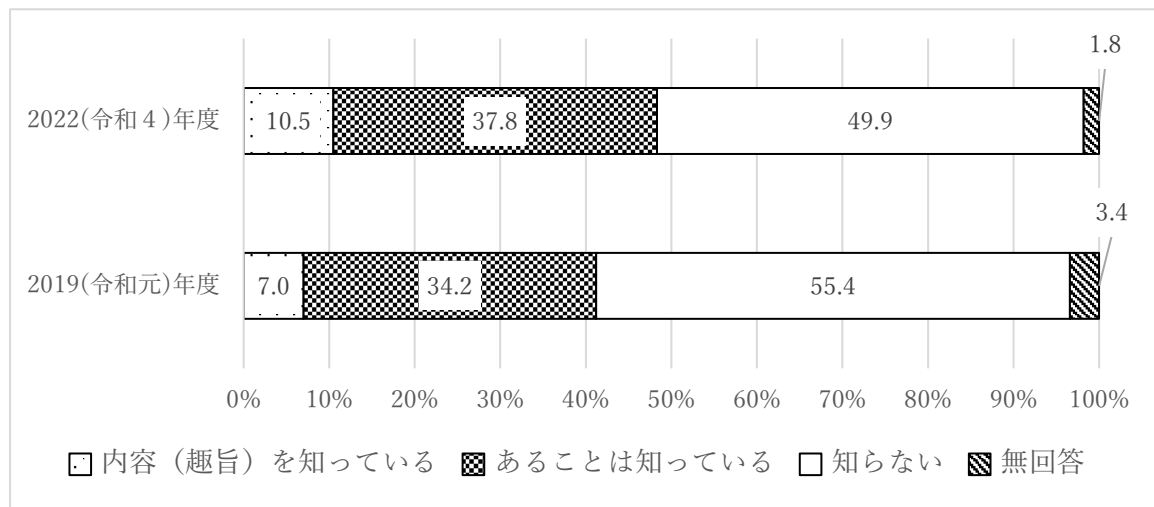
外国人住民が、行政等から十分な情報や支援を得ることで、生活、就労、教育等の課題の解決が図られ、安全、安心な生活を送っています。

全ての地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づき、偏見や差別のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いています。

1 データに見る現状

「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■あなたは、ヘイトスピーチ解消法を知っていますか。



ヘイトスピーチ解消法について、「内容(趣旨)を知っている」と「あることは知っている」とを合わせると48.3%で、前回調査より7.1ポイント増えました。「知らない」は49.9%で、前回調査より5.5ポイント減りました。

法律の周知が啓発につながることから、引き続き、周知を行うとともに、相互理解のための教育・啓発の推進に取り組む必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

「三重県多文化共生社会づくり指針」(第2期)に基づき、多文化共生を推進するさまざまな主体と連携して、多様な文化的背景の住民が地域社会を一緒に築く社会づくりなどに取り組みました。

2022(令和4)年末の県内の外国人住民数は過去最多を更新しており、今後も外国人住民数のさらなる増加が見込まれます。

2022(令和4)年度に実施したアンケート調査での「多文化共生の社会になっている」と感じる県民の割合は37.9%であり、まだ多文化共生社会の理解が十分に浸透しているとはいえない状況です。市町や関係機関等と連携を図りながら、外国人住民が地域社会の一員として尊重され、安心して暮らせるための環境整備に継続して取り組む必要があります。

みえ外国人相談サポートセンター「MieCo」や行政・生活情報の多言語での発信サイト「MieInfo」の運営により、生活全般に関わる相談対応や、必要な情

報の多言語による提供を行い、外国人住民のニーズに寄り添いながら、支援体制の充実を図りました。今後も必要な情報の提供や、相談体制の充実に取り組んでいく必要があります。

日本語教育の推進に関する施策を効果的に推進するため、2021（令和3）年3月に日本語教育推進計画を策定し、日本語教育に携わる人材の育成や、「三重県日本語教育プラットフォーム」（日本語教育の支援者が情報を共有するWebサイト）を通じた、各主体のネットワーク強化等に取り組みました。引き続き、教室が設置されていない空白地域の解消など、市町とも連携しながら、更なる体制整備に取り組んでいく必要があります。また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加をふまえ、散在化・多言語化に対応していく必要があります、効率的かつ効果的な訪問を計画的に行う必要があります。

大規模災害時に外国人住民が孤立することなく必要な支援や情報提供を受けられるよう、避難所での外国人の受入訓練等、防災対策についても引き続き取り組む必要があります。また、外国人患者の円滑な受け入れのため、医療機関における医療通訳の配置環境整備や、交通安全、消費者被害防止など、暮らしに関するさまざまな安全も求められています。

外国人住民が安心して地域社会の一員として暮らせるようにするためには、教育、医療、就労、防災等のさまざまな場面で外国人住民が抱える課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

さらに、ヘイトスピーチ解消法の趣旨をふまえ、ヘイトスピーチが許されないものであることを周知するなど啓発を行ってきました。引き続き、県ホームページや人権啓発イベントなど、さまざまな機会をとらえて、啓発を行っていく必要があります。

3 取組方向

（1）多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

①多文化共生への環境づくり

多文化共生社会を実現するためには、多文化共生の必要性や意義を理解したうえで、日本人と外国人の双方が互いを知って認め合う必要があることから、研修会等の開催をはじめ、各種の啓発活動を推進し、県民の意識向上を図ります。

また、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」^{※1}の普及に向けて、東海4県1市と地元経済団体等と連携して取り組みます。

②国際理解等に関する啓発の推進

ヘイトスピーチについては、ガイドラインを作成するなどヘイトスピーチ解消に取り組んでいる自治体等の取組を参考にしながら、ヘイトスピーチは許されない行為であるという県民意識の醸成に努めます。

また、外国人住民が、日本で暮らすことになった歴史的経緯や社会背景、現状等についての学習・啓発を進めます。

（2）文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援

①外国人労働者の相談窓口の充実

三重県労働相談室と「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」が連携し、労働者・事業所双方の相談に的確に対応するとともに、労働委員会等のあつ

せんを紹介するなど、外国人労働者からの相談に対応します。

②外国人住民への情報提供、相談窓口の充実

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で再認識された、外国人住民への適切な情報提供の必要性をふまえ、「M i e I n f o」により、外国人住民に必要な行政や生活に関する情報の提供を行います。

また、「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」において外国人住民のさまざまな相談に対応します。さらに、きめ細かく相談に応じるため、相談業務に携わる者の対応力向上や専門相談の導入、関係機関との連携強化に取り組みます。

さらに、外国人住民の生活に必要な日本語の習得や、日本人住民とのコミュニケーションの促進を図るため、日本語学習機会の提供や、必要な情報をわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図ります。

③外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備

保健、医療、健康保険、医療通訳、福祉等の制度や仕組みを周知するとともに、市町・NPO等と連携して保育所等の利用促進に取り組むなど、外国人住民が利用しやすい環境づくりを促進します。

④外国人住民への防災に関する支援

「防災みえ. j p」について、引き続き外国語ページを含めたホームページの安定した運用と的確な防災情報を提供していくとともに、周知に努めます。

また、被災した外国人住民を支援するボランティアの育成等の支援を行います。

(3) 外国人の権利擁護と社会参画の促進

①外国人住民による行政への参画の促進

「三重県多文化共生推進会議」および「三重県外国人住民会議」を開催し、外国人住民の意見を施策に反映させていきます。

②日本語教育体制の整備

「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、生活ができるように日本語教育人材の充実や日本語教育機会の創出、また、日本語学習を支援する各主体および関係者とのネットワーク構築に取り組みます。

③外国人児童生徒への教育支援

市町と効果的な就学促進の取組や日本語指導の方法について検討を行います。

日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応指導、日本語指導等の支援のため、外国人児童生徒巡回相談員を効率的かつ効果的な体制で派遣を行います。また、拠点校に外国人生徒支援専門員と日本語指導アドバイザーを配置し、高等学校における学習指導・進路指導等の充実を図るとともに、拠点校の実践成果を日本語指導が必要な外国人生徒の在籍する各校へ普及させます。

日本語指導が必要な外国人生徒の日本語運用力や学習状況等について、中学校と高等学校が情報共有するための個人カルテ等を活用した引継ぎの仕組みについて研究を進めます。

県立高校入試においては、受検者の状況に応じて外国人生徒に対する合理的配慮措置を引き続き実施していきます。

注 外国人に関する表記について

「外国人住民」、「外国人児童生徒」という言葉は、本来外国籍の住民等を意味しますが、本行動プランでは日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある住民や児童生徒も含めて使用しています。

※1 外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章

東海3県1市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）では、地元経済団体の協力のもと、2008（平成20）年1月に「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を策定しました。2012（平成24）年2月には静岡県も独自に同趣旨の憲章を策定しており、東海4県1市では、これらの普及を通じて外国人労働者が働きやすい職場環境の確保等を促進しています。

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

ASANTE SANA（アサンテ サアナ）（桑名市）

① 居場所をつくりたい～ASANTE SANAができるまで～

「出入国管理及び難民認定法」が改正されたことを受け、日本にたくさんの外国の方がくるようになりました。そうした中で気になったのが、平日の昼間に外で遊んでいる中高生であろう外国の子どもたちの姿でした。「ひょっとして、行き場がないのでは」と思い、居場所づくりの必要性を感じるようになり、外国人のための日本語教室「ASANTE SANA」を2009（平成21）年に立ち上げました。



② ASANTE SANAの活動

「とにかく会話ができるようになりたい」という人もいれば、「読み書きを中心に学びたい」という人、日本語能力試験に合格したいという目標をもっている人とさまざまなので、できるだけ個人のニーズに沿った支援を心がけています。

③ 子どもに力をつけること

ある受講生が小学校1年生になるお子さんを連れてきました。ふと見るとほとんど宿題ができていないことに気づきました。その様子を見て、子ども向けの教室も始めることにしました。

④ 成果と課題

「日本語能力試験に合格し、企業に入社できた」「高校に合格した」と、受講生が報告してくれる姿こそが成果で、ボランティアのモチベーションにもつながっています。

一方で景気がよくなると残業が増えて、教室に来ることができにくくなるなどの課題もあります。また、多くの子どもたちは、「毎日教室を開いてほしい」と言います。「親はまだ仕事で家に帰っても誰もいないから」と帰りたがらない子もいます。オンラインでの配信や、さまざまな団体に働きかけ、取組を広げていきたいと思えます。

「人権が尊重されるまちづくりの取組」の詳細はホームページをご覧ください。

三重県 人権施策総合 <https://www.pref.mie.lg.jp/JINKEN/HP/index.htm>

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

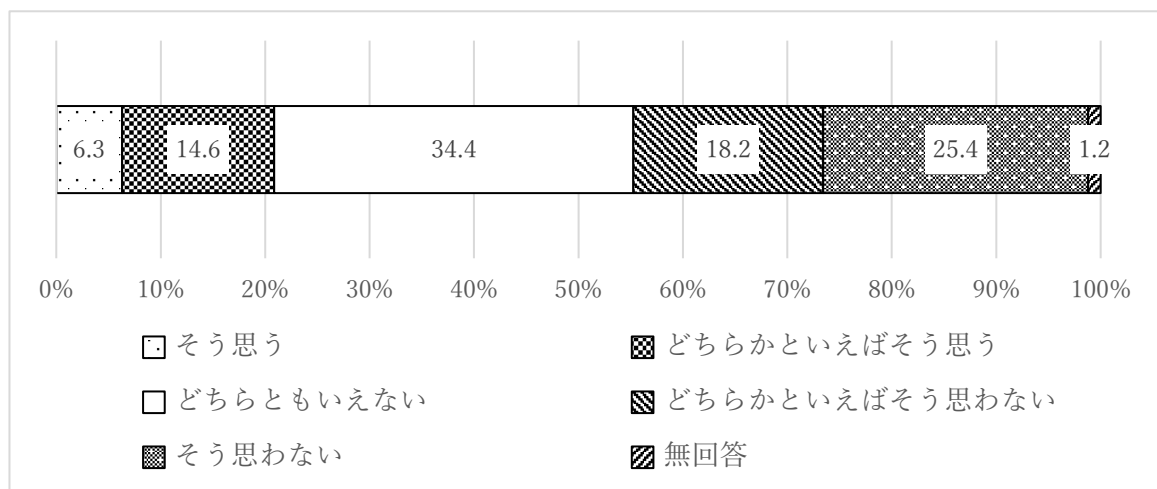
医療現場では、患者の権利が尊重された患者本位の医療が行われ、感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発が推進されるとともに、患者および感染者等の相談・支援体制の充実が図られています。

患者および感染者等がその人権を尊重され、偏見や差別を受けることなく安心して暮らせる社会が実現されています。

1 データに見る現状

「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■「私は友人がH I Vに感染していることがわかった場合、友人を避けるようになってしまう」という意見について、どのように思いますか。



(2022 (令和4) 年度調査)

「私は友人がH I Vに感染していることがわかった場合、友人を避けるようになってしまう」という意見に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると 20.9%、「どちらともいえない」が 34.4%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると 43.6%となりました。

今後も、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進や患者本位の医療体制づくり、生活支援体制の充実に取り組む必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

三重県医療安全支援センターにおいて、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築のため、医療に関する相談対応を行うとともに、医療従事者を対象に医療安全に関する研修会を開催するなど、医療の安全・安心に関する情報提供、意識啓発を行いました。県民の健康や医療に関する関心はますます大きくなっており、相談員には、より高度な医療に関する知識や相談に応じる技術が求められています。また、医療の高度化・複雑化が進む中で、患者本位の医療を促進するために、効果的な研修内容や研修方法を検討する必要があります。

H I V感染症・エイズ^{※1}、新型コロナウイルス感染症、ハンセン病^{※2}、難病^{※3}等に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実等の取組を進めるとともに、患者への偏見や差別の解消を図りました。

ハンセン病元患者に対しては、療養所入所者等の高齢化がより一層進む中、要望を的確にとらえ、状況に応じた適切な支援、取組を行っていく必要があります。

また、ハンセン病問題に対する正しい知識と理解の普及・啓発を図るためには、オンラインの活用を含めた、新しい形での活動の方法を検討する必要があります。

難病患者に対しては、地域における療養生活を支援する中核機関として、三重県難病相談支援センターが位置づけられており、相談および啓発活動等を通じて、患者およびその家族の療養上の不安解消のための支援を行いました。

引き続き、患者等が安心して生活が送れるよう、難病医療提供体制の充実をめざすとともに、生活・療養相談、就労支援等を進めていく必要があります。

3 取組方向

(1) 患者本位の医療体制づくりの推進

① インフォームド・コンセントの推進

患者が医師との信頼関係に基づき納得した上で治療が受けられるように、医師が患者に診療の目的や内容等について適切な説明をするインフォームド・コンセントや、主治医の診断、治療方針に対して他の医師に意見を求めるセカンドオピニオンについて、三重県医療安全支援センターにおける相談対応等を通じて、医療機関の取組を促進します。

医療安全関係研修会に医療相談員が積極的に参加することにより、相談窓口の対応力向上を図ります。また、県内医療関係団体と連携し、医療安全に関する最新の動向等をふまえた研修内容とすることで、患者本位の医療体制を促進します。

② 県民による医療機関選択の支援

県民自らが希望する医療サービスを受けるために医療機関を適切に選択できるよう、インターネット等を通じて医療機能情報をわかりやすく提供します。

③ 医療従事者への啓発の推進

患者本位の医療の普及啓発の観点から、医療従事者に対して、患者の視点に立った安全・安心に関する情報提供や人権に関する研修などを行います。

(2) 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

① HIV感染症・エイズ等に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

関係機関が連携して広域的な啓発活動の推進を図り、「HIV検査普及週間」（6月1日～7日）や「世界エイズデー」（12月1日）等の取組のほか、年間を通じて、HIV感染症・エイズについての正しい知識の普及・啓発に努めます。

医療関係者や教育関係者、行政関係者等に対し、エイズに関する講演会や研修会を開催し、病気への理解と正しい知識の普及に努めます。

また、さまざまな感染症等に対しても、予防についての知識を広め、的確な情報提供などに努めます。

② ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

ハンセン病についてのパネル展の開催などとともに、オンラインの活用を含めた新たな手法も検討し、患者やその家族に対する偏見や差別が解消されるようハンセン病に対する正しい知識と理解の普及・啓発活動に努めます。また、関係団体と連携し、ハンセン病問題を風化させない取組を進めます。

③難病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

三重県難病相談支援センターで実施する相談、啓発等により、難病患者やその家族の不安の解消を図り、難病についての正しい理解の普及・啓発に努めます。

(3) 患者への支援体制の充実

①医療相談体制の充実

患者の医療に関するさまざまな悩みや不安に応えるため、医療相談体制の充実に努めます。

②H I V検査体制・エイズ相談および患者への医療・社会生活支援の充実

感染の心配のある方には無料・匿名での相談・検査を保健所で実施します。また、エイズ治療拠点病院等の連携強化を図り、患者が適切に医療や介護サービス等を利用できるよう、在宅療養の環境整備に努めます。

③ハンセン病元患者のための療養生活の支援

ハンセン病元患者が療養所においても安心して暮らしていけるよう、療養所入所者等の要望を的確にとらえながらさまざまな支援活動を実施します。

④難病患者への生活支援

地域の医療機関等の連携による医療提供体制の充実に取り組むとともに、三重県難病相談支援センターや保健所等において、病気に関するさまざまな悩みや不安の相談支援や情報提供を行います。

また、三重県難病相談支援センターでは、関係機関等と一層の連携強化を図りながら難病患者の就労支援等に取り組みます。

※1 HIV感染症・エイズ

H I Vは、ヒト免疫不全ウイルスのことです。このウイルスに感染すると免疫力が徐々に低下し、本来なら自分の力で抑えることのできる病気などを発症するようになってしまいます。代表的な23の疾患が発症した時点で、エイズ（後天性免疫不全症候群）と診断されます。現在はH I Vに感染しても、治療によりエイズ発症を防ぐことができます。

※2 ハンセン病

らい菌による感染症で、感染力や発病力がとても弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。今日では治療法が確立されています。治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。

※3 難病

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（2014（平成26）年）では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとしています。

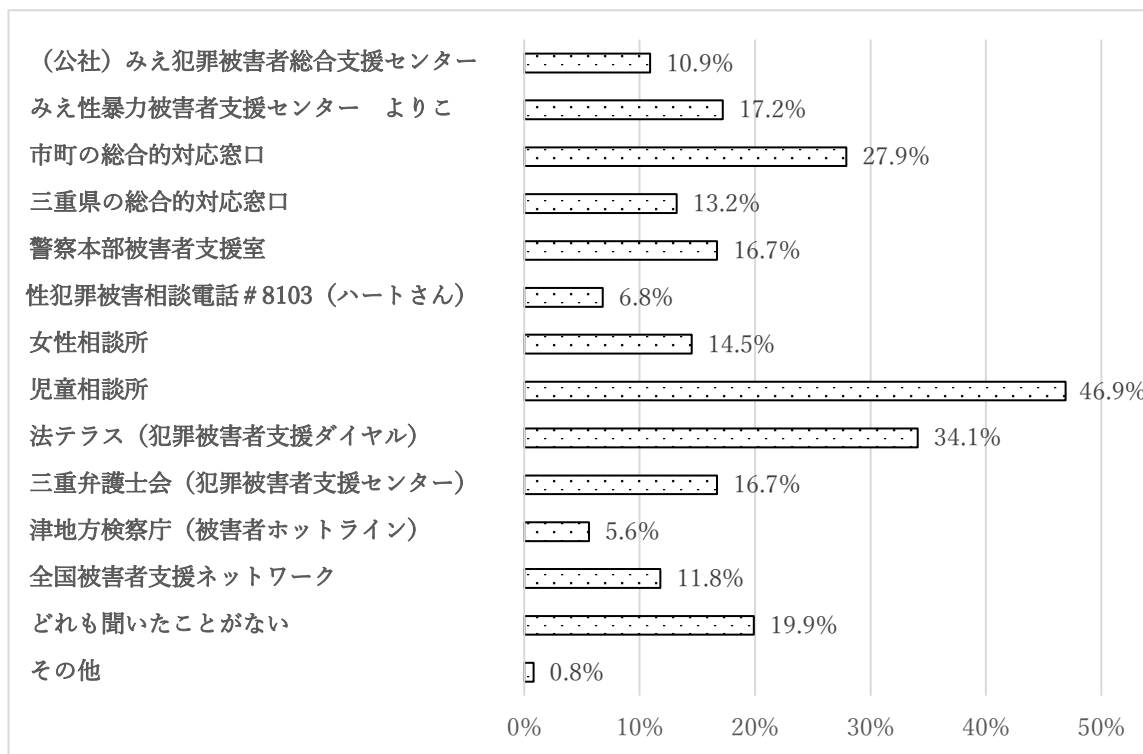
【人権施策基本方針におけるめざす姿】

犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

1 データに見る現状

「e-モニターアンケート」結果より

■あなたの知っている犯罪被害者等支援の相談窓口はどれですか。知っているものをすべて選んでください。



(2022(令和4)年度調査)

知っている犯罪被害者等支援の相談窓口について聞いたところ、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」が17.2%、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターが10.9%などでした。また、どれも聞いたことがないは19.9%でした。

今後も、犯罪被害者等支援の相談窓口等の周知に取り組む必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

犯罪被害者等の支援を実施する「三重県犯罪被害者支援連絡協議会」、「ブロック別会議」等各種会議を通じて、関係機関・団体と被害者支援に関する取組について情報共有を行っています。引き続き、円滑な被害者支援が実施できるよう連携強化を図る必要があります。

犯罪被害者等は、しばしば被害の責任が犯罪被害者自身にあるかのように見なされたり、被害の実態を理解されなかったりして、社会から孤立することも少なくありません。

犯罪被害者等の人権問題について、「犯罪被害者週間」、「犯罪被害を考える週間」(11月25日～12月1日)を中心に、広報啓発活動を展開しました。引き続き、犯罪

被害者等に対する県民の理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成を推進する必要があります。

性犯罪、性暴力の被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、専門の相談員による電話相談や面接相談、SNS相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等、関係機関・団体と連携し、相談者の心身の早期回復などが図られるよう支援を行ってきました。

内閣府の2022（令和4）年度の調査では、性暴力を受けた人のうち誰にも相談しなかった割合が半数以上あるなど、支援につながっていない被害者が多く潜在しているため、引き続き相談窓口「よりこ」の更なる周知、また、増加・多様化する相談に的確に対応するための相談体制や支援体制の強化・充実が必要です。

また、犯罪被害者等がどこに住んでいても適切な支援が受けられるよう、市町等関係機関との連携を強化し、被害の早期回復・軽減および犯罪被害者等の生活再建支援の充実を図るとともに、犯罪被害等に対するさらなる県民理解の促進に取り組む必要があります。

3 取組方向

（1）犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

①関係機関相互や民間団体との連携推進

犯罪被害者等に対する必要な支援に適切につなげるため、関係機関や公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする民間団体との連携を促進します。

②相談窓口の充実と広報の実施

犯罪被害者等からの相談を受け付ける各種相談窓口の充実を図るとともに、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営し、性犯罪・性暴力被害者の相談・支援を行います。併せて、効果的な広報啓発を行い、「よりこ」の社会的認知度の向上を図ります。また、多様化する相談に対応できるよう医療機関との連携を充実させます。

③総合的な支援体制の整備

「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、県内全域で犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が迅速に提供されるよう、市町や関係機関等との相互連携を強化し、被害の早期回復・軽減および生活再建支援の充実を図ります。

（2）犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進

①幅広い啓発と情報提供

犯罪被害者等が日常生活、または、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等の人権問題について、幅広い啓発活動や研修、支援に関する情報提供を推進します。

②犯罪被害者等への理解の促進

県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について、啓発を実施し、被害後の休職・退職および職場における二次被害^{*1}の防止等を図ります。

(3) 犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

① 各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援

犯罪被害者等は、加害者はもちろん身近な人の不用意な言葉からも大きな精神的ダメージを受けることから、受けた精神的ダメージを克服し、元の社会生活が営めるよう、各種の相談やカウンセリングによる精神的ケアの支援を行います。

② 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減のための支援

犯罪被害者等は、犯罪による収入の途絶や入院による治療費、精神的ダメージによる就労不能等、さまざまな理由による経済的被害を受けますが、加害者からはその被害を回復できない場合も多くあることから、見舞金制度等による経済的支援を速やかに行うとともに、制度の周知を図ります。

犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護施設による保護等の対策を行います。

犯罪被害者等およびDV被害者に対し、県営住宅への入居に関する優遇制度や協定に基づく民間賃貸住宅物件の情報提供等制度の周知に努めます。

※1 二次被害

相談などの時、被害者に対して不適切な対応をすることで、さらなる心理的被害が生じ、被害者が深く傷ついてしまうことをいいます。

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

みえ犯罪被害者総合支援センター（津市）

① みえ犯罪被害者総合支援センターができるまで

日本における犯罪被害者やその家族・遺族（以下「被害者等」という。）は、適切な援助を受けられず、社会の中で孤立しがちであることから、被害者等の遺族や弁護士、有識者らにより、公的な犯罪被害者補償制度を設けることの必要性がかねてより主張されてきました。2005(平成17)年、任意団体として「みえ犯罪被害者総合支援センター」が設立され、2009(平成21)年に、公益社団法人へ移行しました。



マスコットキャラクター
はんぞう君

② 一人ひとりに寄り添うことを大切に

被害者等への支援は、多くの場合、1つの機関では完結しません。経済面で困っている場合は各自治体の給付金窓口へ、医療面でのサポートであれば病院へとつないでいく必要があります。病院につなぐ場合であっても、心のケアを求める人もいれば、「同性」の医師による診察を希望される人もいます。一人では不安だからと、受診や手続きへの同行を希望される人もいます。相談者が何に困っていて、どのような支援が必要かを考え、それぞれの必要性にあった専門機関に迅速につないでいくことを心がけています。これからも、各機関との連携を一層充実させ、被害者等が、いつでも適切な支援が受けられ、平穏で安全な生活を取り戻すことができるよう活動していきます。

「人権が尊重されるまちづくりの取組」の詳細はホームページをご覧ください。

三重県 人権施策総合 <https://www.pref.mie.lg.jp/JINKEN/HP/index.htm>

【人権施策基本方針におけるめざす姿】

県民一人ひとりが、発信者の匿名性や情報発信の簡易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、適切にインターネットを利用しています。

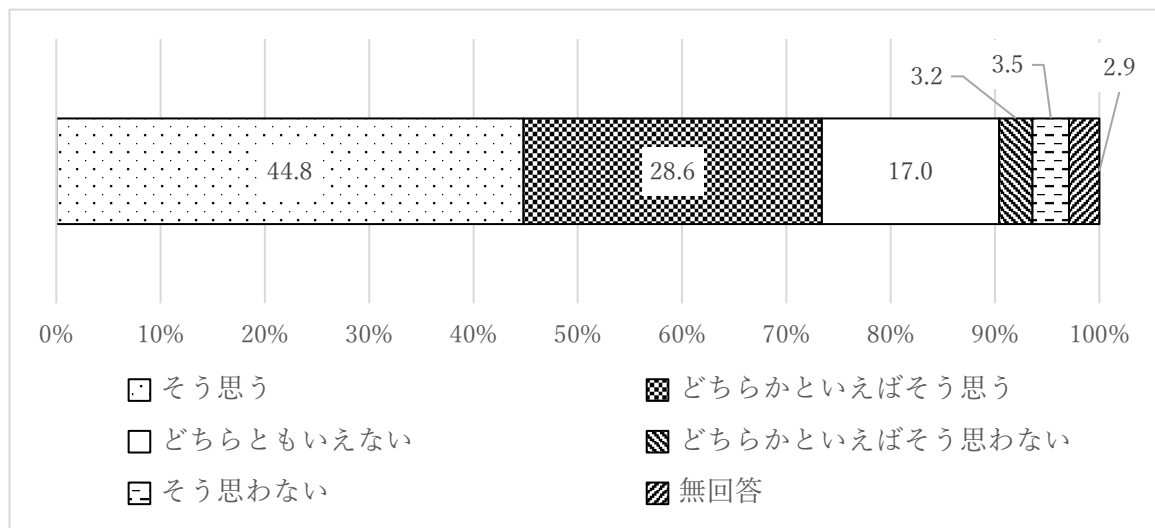
インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制が整備されています。

プロバイダ等は、日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報の保護やインターネット上での差別事象・人権侵害に対して関係機関と連携し、適切に対応しています。

1 データに見る現状

「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■「インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダへ情報停止・削除を求めるべきだ」という意見について、どう思いますか。



(2022 (令和4) 年度調査)

「インターネット上の差別的書き込みを行政が把握し、プロバイダへ情報停止・削除を求めるべきだ」という意見に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると 73.4%、「どちらともいえない」が 17.0%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると 6.7%となりました。

今後も、インターネット上での差別事象や人権侵害、悪質な書き込み等を防ぐため、県民に幅広く啓発活動を推進するとともに、差別事象や人権侵害の監視・削除に関する体制づくりを進める必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

インターネット上において、個人等に対する誹謗中傷や差別を助長、扇動する内容の書き込みが発生しており、それに対する取組は喫緊の課題となっています。また、SNSにおけるいじめや誹謗中傷等も起きていることから、子どもが人権侵害や犯罪に巻き込まれる危険性も高まっています。

県は、さまざまな主体と協働して、インターネット上の差別的な書き込みや個人の誹謗中傷等の人権侵害についてネットモニタリングを実施し、差別書き込みの早期把

握に努めるとともに、発見した書き込みに対しては、関係機関や人権擁護機関へ連絡し、削除要請するなど被害の拡大防止に向けて取り組んできました。また、国に対して、速やかに人権侵害に係る書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性のある対策を講じるよう要望しています。

インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守るために、市町にモニタリングの実施を要請するとともに、モニタリングや削除要請方法について説明会を開催しました。また、ネット利用者に対して直接働きかけるSNS広告を通じて、新型コロナウイルス感染症の差別的な書き込みの未然防止を図ってきました。

今後も、SNS環境の中で発生している個人への誹謗中傷や差別を助長・扇動する書き込み、いじめによる被害の早期発見に加え、引き続き市町にもモニタリングの実施を要請するとともに、モニタリング方法などの説明会を開催し、相談機関や法務局等へ通報できる人材を養成していく必要があります。

県教育委員会は指導資料や教材を作成し、ホームページに掲載するとともに、他人の人権を守るために必要な知識や技能等を育むための学習展開例を示した人権学習指導資料の活用を促進することで、子どもがインターネットを活用するうえで必要なネットモラルの育成を図ってきました。

今後も子どもがインターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、人権学習指導資料等を活用し、ネットモラルやメディアリテラシー等のインターネットと人権に関する学習を促進する必要があります。

3 取組方向

(1) インターネットの正しい活用に向けた啓発の推進

インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに教育・啓発・広報活動に取り組みます。

また、保護者を対象とした啓発や、学校と家庭が連携して子どもを見守る体制づくりを進めます。

(2) インターネット上における人権尊重の意識を高める教育の推進

インターネット等を悪用した人権侵害やプライバシーの侵害等が発生していることから、インターネット上でも人権を尊重するために、子どもたちがインターネットの適正利用について自ら考え、行動に移せるよう、子どもたちが主体となった取組を進めていきます。

(3) インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

① インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握

インターネット上の掲示板等において、個人を誹謗中傷する書き込みや悪質な差別表現の書き込みが跡を絶たないことから、今後も早期発見・把握するためのモニタリングを継続するとともに、市町と連携・協働し、拡散防止や未然防止のための啓発を進めます。

②インターネット上での差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組

差別的な書き込み等について、プロバイダ等に対して削除要請等を行うとともに、法的措置等を含めた実効性のある対策を早急に実施するよう国へ要望していきます。

また、市町に対してモニタリングの実施を要請するとともに、差別書き込みの削除活動ができるように説明会を開催するなど、人材を養成します。

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局において人権相談に応じており、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

インターネット上の誹謗中傷等の被害を受けた方等からの相談を受けた場合には、相談者の意向に応じて、当該誹謗中傷等の書き込みの削除依頼の方法等を助言したり、あるいは、人権擁護機関において違法性を判断した上で、プロバイダ等に対して書き込みの削除要請をするなどしています。



インターネット上の名誉感情侵害の事例

被害者から、電子掲示板上で、在日外国人という属性を理由として蔑称などを用いて侮辱する投稿が複数なされたとして、相談があった事案です。

法務局が調査した結果、被害者を侮辱する投稿が複数回にわたってなされていたことから、当該投稿は、被害者の名誉感情を侵害するものであると認められました。

法務局から、サイト管理者に対し、当該投稿の削除要請を行ったところ、当該投稿が削除されるに至りました。

「令和4年における『人権侵犯事件』の状況について」（法務省）を参考に作成

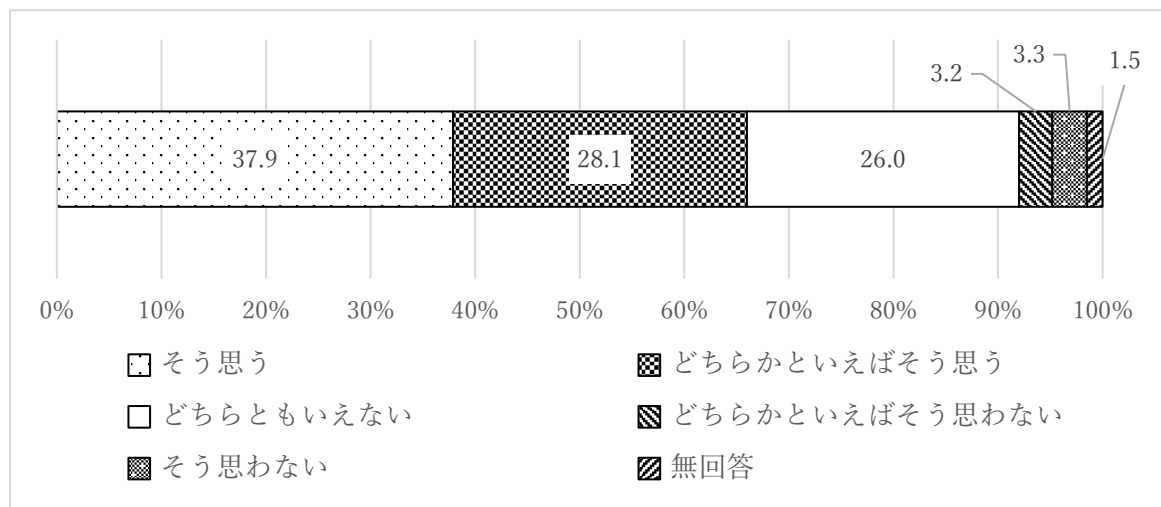
【人権施策基本方針におけるめざす姿】

性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを地域社会全体で進めています。

1 データに見る現状

「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■「もし、自分の子どもが同性愛者やトランスジェンダーであっても、親として子どもの側に立ち、力になる。」という意見について、どのように思いますか。



(2022 (令和4) 年度調査)

「もし、自分の子どもが同性愛者やトランスジェンダーであっても、親として子どもの側に立ち、力になる。」という意見に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると 66.0%、「どちらともいえない」が 26.0%、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると 6.5%となりました。

今後も、多様な性的指向・性自認に関する社会の理解を深めるため、教育および啓発活動、相談体制の充実に取り組む必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

県では、性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを地域社会全体で進めていくため、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を 2021 (令和3) 年 4 月 1 日に施行しました。また、地域で人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりに向け、社会観念上の婚姻に匹敵する関係を築くことができる「三重県パートナーシップ宣誓制度」*1を同年 9 月 1 日から開始しています。

LGBTQ*2等の当事者は、性の多様性について社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりするなどの困難に直面しています。

性的指向や性自認が多様であることに対する理解を広げ、多様性を認め合う社会としていくためには、社会全体で取り組む必要があります。

3 取組方向

(1) LGBTQ等の当事者支援等の推進

「みえにじいろ相談」において、性の多様性に関するさまざまな悩みを抱える当事者や周囲の方などからの相談に幅広く対応していきます。

(2) 性の多様性を尊重する社会づくりに向けた環境整備

①「三重県パートナーシップ宣誓制度」の啓発

性のあり方に関わらず暮らしやすい社会となるよう、「みえにじいろハンドブック」やホームページ等で、「三重県パートナーシップ宣誓制度」の周知を図ります。

②「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先の拡充

制度の利便性の向上を図るため、市町・民間企業と連携し、利用できるサービスの拡充を図ります。

(3) 性の多様性に関する啓発・教育の推進

①性の多様性に関する啓発の推進

性の多様性に関する理解促進や環境づくりについて、県民向けの講座・イベントや企業向けガイドブックを活用した研修等を実施するなど普及・啓発に取り組みます。

②性の多様性に関する教育の推進

学校教育においては、人権教育指導資料等を活用し、多様な性的指向・性自認についての理解を深めるための教育を推進します。また、教職員が研修を通して多様な性的指向・性自認に関する知識を学び、理解の促進や誰もが利用しやすい施設となるよう学校施設の整備を図ります。

※1 三重県パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓した二人（一方または双方が性的少数者）に対して、県が宣誓書受領書等を交付する制度。

※2 LGBTQ

人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向や性自認についての性的マイノリティを限定的にさす言葉です。性的指向としては、女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）があり、性自認については、身体と心の性が一致しないトランスジェンダー（Transgender）、性的指向や性自認が定まっていない、あえて定めないクエスチョニング（Questioning）などがあります。

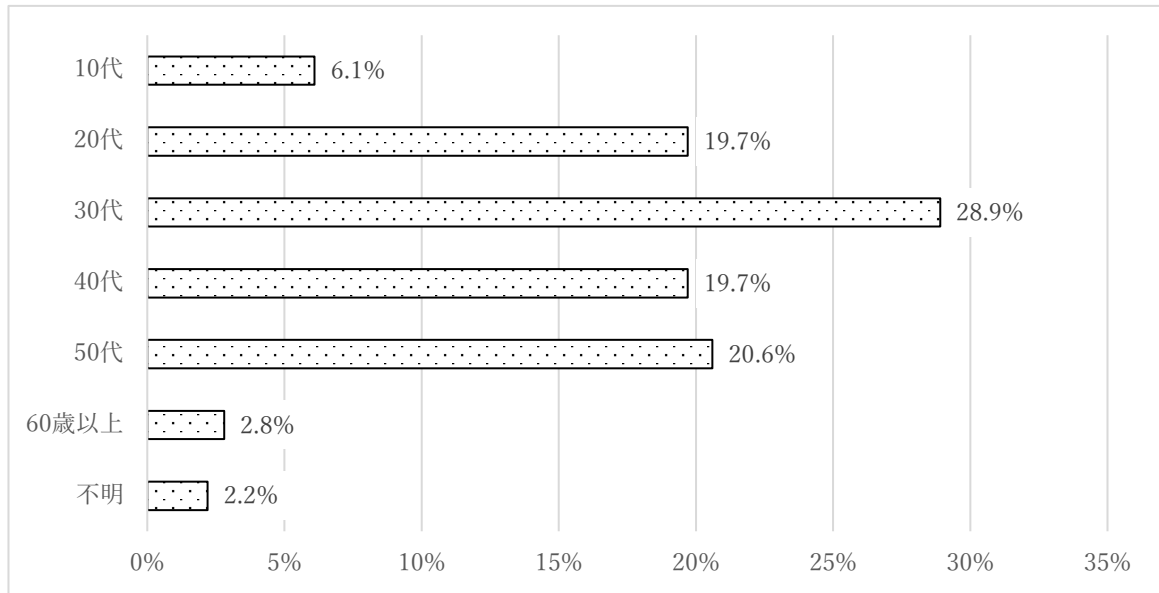
【人権施策基本方針におけるめざす姿】

ひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。

1 データに見る現状

「相談支援機関等へのアンケート調査（三重県ひきこもり支援推進計画）」結果より

■ひきこもり状態にある方の年齢



(2020 (令和2) 年度調査)

県内の相談支援機関等を対象にしたアンケート調査によると、ひきこもり状態にある方の年齢は、30代の割合が28.9%と最も高く、次いで50代が20.6%となっており、20代から50代までの割合が全体の約9割を占めています。

ひきこもりの正しい理解の普及・啓発と幅広い世代への支援の取組の推進が必要です。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

ひきこもり支援に従事する方々の実感として、地域社会におけるひきこもりに対するマイナスイメージや偏見が存在しており、また、ひきこもり当事者は、相談支援機関に自ら相談に赴くことが難しく、必要な支援サービスにつながりにくい状況があります。

このため、県民、事業者、民間支援団体に対する、ひきこもりに関する正しい理解の促進、普及啓発等とあわせて、ひきこもり当事者やその家族、支援者にとって必要な時に必要な情報が適切に届けられる環境を整えていく必要があります。

また、アウトリーチ（訪問型）支援を含めた相談支援の充実を図るとともに、人材の資質向上や多様な担い手の育成・確保を図っていく必要があります。

3 取組方向

(1) ひきこもりに関する情報発信・普及啓発

ひきこもりに対する誤解や偏見を解消するため、ひきこもりに関する正しい理解を深める啓発活動などを進めます。また、ひきこもり当事者やその家族が、相談窓口や支援に役立つ情報を必要な時に適切に得ることができるよう、SNS等を活用し、積極的に情報発信を行います。

(2) 当事者や家族に寄り添った支援の充実

①対象者の状況把握・早期対応

ひきこもり状態を長期化させないため、ひきこもり当事者やその家族の状況把握・早期対応を行うための仕組みづくりを進めます。

②当事者や家族に寄り添った支援の充実

三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり当事者や家族への専門相談を行います。また、三重県生活相談支援センターに相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った伴走型支援に取り組めます。

(3) 社会参加と多様な担い手の育成・確保

①社会参加・活躍できる環境の整備

ひきこもり当事者が、家庭以外に安心できる場や人とつながる機会を提供する「居場所」づくりについて、市町における取組を支援するとともに、広域的な支援体制づくりに取り組めます。

②多様な担い手の育成・確保

ひきこもり支援者の理解を深め、技術向上を図るための研修会や、複合的な課題を抱える相談者等の把握や相談支援機関等との連絡調整を適切に行うための研修会等を開催します。

人権施策【312】 あらゆる人権課題の解消に向けて（アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

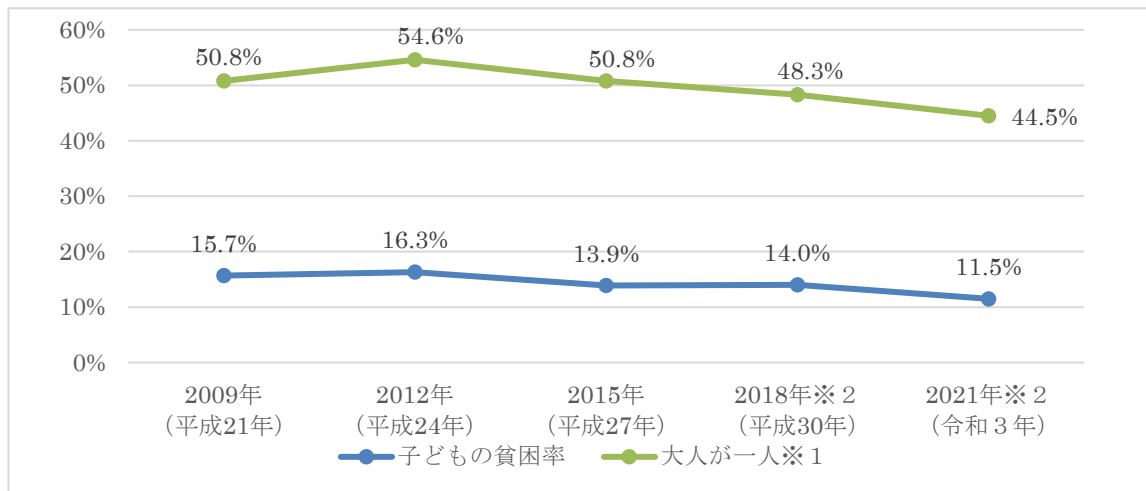
【人権施策基本方針におけるめざす姿】

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない、人権が尊重される社会が築かれ、県民一人ひとりが、互いに個性を認め合い、自立した生活を送っています。

1 データに見る現状

「国民生活基礎調査（厚生労働省）」結果より

■子どもの貧困率の状況



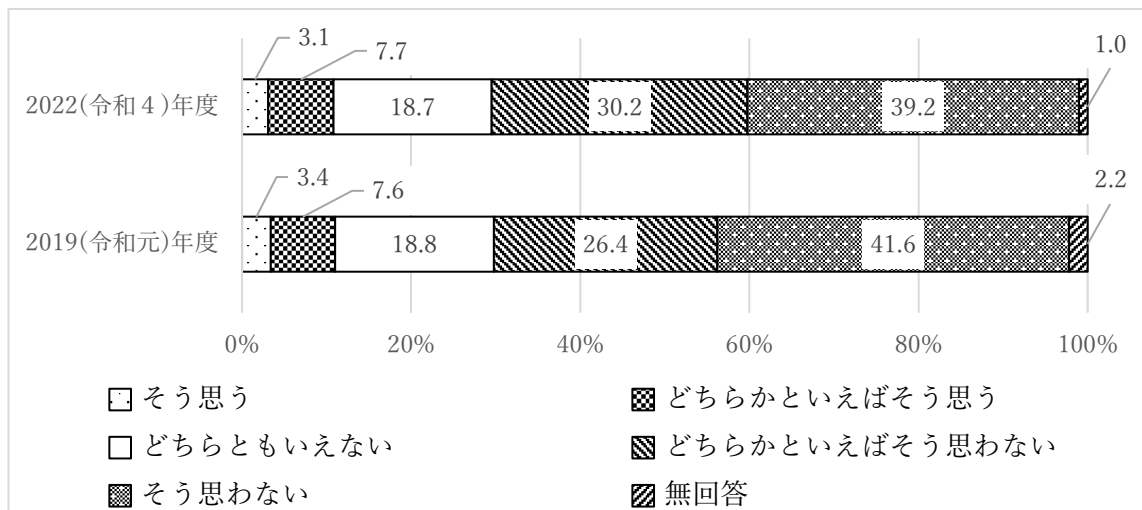
(2022 (令和4) 年調査)

※1 子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）のうち大人が一人の世帯員

※2 2018（平成30）年からOECDの新基準（従来の可処分所得から更に自動車税・軽自動車税・自動車重量税、企業年金の掛金、仕送り額を差し引いて算出）による。

「人権問題に関する三重県民意識調査」結果より

■「災害時の避難所で障がい者や高齢者、外国人など支援が必要な人に特別な配慮ができなくてもやむをえない」という意見について、どのように思いますか。



「2022年 国民生活基礎調査」によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合「子どもの貧困率」は、2021（令和3）年時点で11.5%でした。世帯類型別では、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は44.5%でした。

また、「災害時の避難所で障がい者や高齢者、外国人など支援が必要な人に特別な配慮ができなくてもやむをえない」という意見に対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」とを合わせると10.8%、「どちらともいえない」が18.7%で、いずれも前回調査と大きな差はみられませんでした。「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」とを合わせると69.4%で、前回調査より1.4ポイント増えました。

今後も、あらゆる人権課題の現状を把握し、課題への認識を深めるとともに、あらゆる人権課題を正しく理解するための教育、啓発活動や、相談体制の充実に取り組む必要があります。

2 第四次行動プランの取組をふまえた現状と課題

さまざまな人権課題について、啓発冊子の作成や研修会・講座のテーマとして取り上げるなど、正しい理解と偏見の解消に取り組んできました。今後も、人権をめぐる社会の動向やさまざまな人権課題の把握に努め、現状への理解と課題認識を深めるとともに、啓発・広報等、必要に応じた取組を進めていく必要があります。

【アイヌの人々】

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」をふまえ、関係機関等と連携して、アイヌの人々の文化や歴史的な経緯や差別の実態、多様性を尊重する生き方に学ぶ人権教育・啓発を進める必要があります。

【刑を終えて出所した人等】

高齢または障がいを有する矯正施設の入所者等が、退所等した後に適切に福祉サービスを受けられるよう支援するため、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、受入施設等のあっせん、福祉サービス等に係る申請支援等の援助を行いました。矯正施設等の退所者が、再び罪を犯さず、地域の中で自立した日常生活・社会生活ができるよう、関係機関と連携して取り組む必要があります。

【災害と人権】

市町や地域が行う避難所運営訓練等に県防災技術指導員を派遣し、県が作成した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用しながら、要配慮者を含む避難者受け入れの指導などの支援に取り組みました。

「外国人防災リーダー」を育成する研修や、外国人避難者の受け入れを想定した避難所運営訓練などを実施しました。

市町や地域における避難所運営訓練やHUG（避難所運営ゲーム）、避難所運営マニュアル作成ワークショップ等の実施への支援を引き続き行い、多様な避難者に配慮した避難所の環境整備を推進する必要があります。

【貧困等に係る人権課題】

生活困窮者の自立促進を図るため、福祉事務所設置自治体（県、14市、多気町）の生活困窮者を対象とした相談窓口（自立相談支援機関）において、生活困窮者の相談に応じ、相談者の個々の状況に応じた支援を行いました。生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人

に対して、相談支援等を実施することで自立の促進を図る必要があります。

また、県内のホームレス数は年々減少していますが、今後もホームレスに対する偏見や差別意識をなくすための啓発や人権相談への対応が必要です。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)を中心にパネル展示、DVD上映、テレビ・ラジオ・広報紙による啓発等に取り組みました。拉致問題の解決に向け、今後も啓発等を続けていく必要があります。

3 取組方向

(1) あらゆる人権課題の現状把握

各種統計データや差別事象の発生状況、人権問題に関する相談の状況等、社会の動向をもとにあらゆる人権課題の現状の把握に努めます。

(2) あらゆる人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進

【アイヌの人々】

松浦武四郎記念館や北海道白老町の「民族共生象徴空間」(ウポポイ)と連携して、アイヌの人々の文化やその多様性を尊重する松浦武四郎の生き方に学ぶとともに、アイヌの人々の歴史的な経緯や差別の実態をふまえた人権教育・啓発を進めます。

【刑を終えて出所した人等】

刑を終えて出所した人等への理解と認識を深めるために、地域、職場等で人権教育・啓発を進めます。

【災害と人権】

災害時に配慮や支援が必要な人への理解を深め、災害時においても人権が守られるよう、啓発を推進するとともに、避難所運営等の災害時の対応において、さまざまな視点に立って活動が行われるよう取組を進めます。

【貧困等に係る人権課題】

ホームレスを含む貧困等に係る人権課題について、理解と認識を深めるための啓発を行います。

【北朝鮮当局による拉致問題等】

北朝鮮当局による拉致問題等への関心と認識を深めていくため、さまざまな手法により、国等と連携しながら理解促進の取組を進めます。

(3) 人権侵害に対応するための取組の推進

人権侵害を受けた人や対人関係等で悩みを抱える人が適切に救済されるよう相談体制を充実させるとともに、相談窓口や救済につながる諸制度の活用について啓発と広報を行います。

相談対応に当たっては、対話を重視し、相談者に寄り添った対応を行います。

また、差別解消条例に基づく差別に係る申立てについて、適切に調査・審議することで当事者間の紛争解決を図ります。

第3章 人権施策の推進体制等

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県をはじめ、県民一人ひとりがその担い手として人権意識の高揚に努めるとともに、互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野において主体的に行動することが求められています。

第五次行動プランにおける人権施策の推進にあたっては、次に掲げることに留意して、取り組んでいきます。

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

県は、差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図るため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的に推進します。

このため、職員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、人権問題を自らの課題として認識し、それぞれの行政分野において適切な対応が行われるよう体系的に人権研修を実施します。

また、人権問題の解消には、対話による相互理解を通じて対応することを基本とし、人権問題に関する相談があった場合には、相談者に丁寧で寄り添った対応を行い、人権問題の解消に向けて取り組みます。

2 県民、事業者等と協働したまちづくり

(1) 多様な主体による人権尊重のまちづくり

県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めていくためには、地域社会全体での取組が不可欠です。

事業者やNPO等が行う人権に関わる活動は、機動性、柔軟性に優れており、さまざまな人権問題の解決に向けて大切なものとなっています。とりわけ、偏見や差別に傷つき、苦しむ人々に寄り添い支援する人権関係団体・NPO法人などには大きな役割を担っていただいています。人権問題の解決のためには、これらの団体などをはじめ、社会全体が連携して取り組むことが重要です。

このため、今後さらに、国、市町をはじめ、県民や事業者、NPO等との連携・協働を図り、地域住民やさまざまな主体が連携し、社会全体で支え合う、人権尊重のまちづくりの取組を推進することが必要です。

(2) SDGs^{*1}の理念をふまえた人権施策の推進

人権が尊重される社会を実現するためには、行政だけでなく、事業者、NPO、個人などのさまざまな主体と連携し、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念をふまえ、多様で、包容力ある持続可能な社会にしていくことが必要です。

人権の尊重やジェンダー平等の実現は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、教育、福祉、雇用などあらゆる取組において常にこうした視点を持って、施策に反映することが必要です。

(3) ビジネスと人権^{※2}

事業者等は、ビジネス活動を通じて人々の生活に影響を及ぼすため、その人権尊重に対する責任が明示された「ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って、SDGs がめざす社会の実現に寄与することが期待されています。

これまでは、パワーハラスメント（パワハラ）、セクシュアルハラスメント（セクハラ）、部落差別（同和問題）といった概して職場にかかる問題としてとらえられていましたが、労働環境のほか、取引先から製品・サービスの使用にとどまらず廃棄にまでおよぶサプライチェーン全体や、広告の受け手、直接の取引関係にはない地域住民なども含め、事業活動全体においてあらゆる人権侵害が起きていないかを配慮することが求められています。

事業活動に関わる全ての人の人権を尊重する「ビジネスと人権」の趣旨を正しく理解し、認識を深め、行動することが必要であり、企業をはじめとした事業活動を行う全ての団体に求められます。

県では、こうした考えをふまえ、各種の人権に係る施策を実施しているところであり、女性、障がい者、外国人、性的指向・性自認をはじめとするあらゆる人権に配慮した責任ある事業活動の促進を図ることが必要です。

3 計画の推進と進捗管理

(1) 推進体制

① 県組織における推進体制

県では、人権施策を進める上で基本的かつ重要な事項については、各部局等の副部長等で構成する「三重県人権施策推進会議」において協議し、全庁的な人権施策の推進を行います。また、この会議の下部組織として「人権監等会議」と「管内人権行政推進調整連絡会議」を置き、本庁および地域防災総合事務所・地域活性化局内の連絡調整や、横断的・日常的な人権に関する行政課題の解決に取り組みます。

さらに、差別解消条例に基づき設置されている「三重県人権施策審議会」を開催し、行動プランの進捗状況やその他人権施策に関する調査・審議をふまえて、人権施策の着実な推進に努めます。

② さまざまな主体との協働推進体制

市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」等を活用し、市町と協力・連携しながら人権施策を推進していきます。また、国（津地方法務局）および三重県人権擁護委員連合会、三重県社会福祉協議会、県で構成する「三重県人権啓発活動ネットワーク協議会」において、啓発活動の総合的な推進に取り組みます。

さらに、県内企業で構成される「三重県人権啓発懇話会」等の既存の推進組織との連携に加え、地域におけるさまざまな主体の人権に関する活動への支援を通じて、各主体との対話を深め、新たな協働体制の構築やネットワーク化につなげていけるよう努めます。

(2) 進捗管理

人権施策を推進するために県が取り組む事業を、「年次報告」として取りまとめ、三重県人権施策審議会にて課題や取組方向について協議し、県議会に報告するとともに

に、ホームページ等において公表します。

進捗管理を行うため、横断的に取り組む施策分野に人権施策の成果を計る「目標項目」と計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととし、施策の進捗状況を把握していきます。

【目標項目と目標値の設定】

目 標 項 目*		現 状 値 (2022(令和4)年度)	目 標 値 (2027(令和9)年度)
人権啓発および人権教育の推進	県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数(※1)	38,754人	47,400人
	学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合(※2)	93.1%	100%
差別その他の人権問題を解消するための施策の推進	人権に係る相談体制の充実に向けた取組(※3)	相談体制の構築	相談体制の充実

* 県の中期の戦略計画「みえ元気プラン」における施策 12-1「人権が尊重される社会づくり」のKPI(重要業績評価指標)と同じです。

- ※1 県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計。
- ※2 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合。
- ※3 差別解消条例をふまえた相談体制の充実(多様化・複雑化する相談への対応等)に向けた取組。

※1 SDGs(エスディーゼズ:Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)

2015(平成27)年9月の国連サミットで持続可能な開発目標(SDGs)が採択されました。これは、2030年までに世界を変えるための国際目標で、「誰一人として取り残さない」ことを理念として掲げ、持続可能な世界を実現するために、経済面・社会面・環境面の幅広い課題を同時に解決していくことをめざしています。17のゴール(目標)と、それらを達成するための具体的な169のターゲット(達成基準)からなる普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組んでいます。

「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の各課題と、課題の取組が達成に寄与すると考えられる17の目標(ゴール)との関係を巻末に整理しました。



※2 ビジネスと人権

企業活動における人権尊重の概念であり、2011(平成23)年に国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されたことを契機に注目されるようになりました。日本では2020(令和2)年に関係府省庁連絡会議において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」とSDGs（持続可能な開

※「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の各課題と、課題の取組が達成に

施策	課題				
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	健康と福祉をすべての人に	質の高い教育をみんなに
Ⅰ 人権啓発および人権教育の推進	人権啓発【101】	○		○	
	人権教育【102】	○		○	○
Ⅱ 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進	相談体制の充実【201】	○		○	○
	紛争解決に向けた取組の充実【202】	○		○	
Ⅲ 課題別施策の推進	部落差別（同和問題）【301】	○		○	○
	子ども【302】	○	○	○	○
	女性【303】	○		○	○
	障がい者【304】	○		○	○
	高齢者【305】			○	
	外国人【306】	○		○	○
	患者等【307】			○	
	犯罪被害者等【308】	○		○	
	インターネットによる人権侵害【309】				
	性的指向・性自認【310】	○		○	○
	ひきこもり【311】			○	○
	あらゆる人権課題の解消に向けて【312】	○		○	○

発目標)との関係 ～関連する主なSDGsの目標(ゴール)～

寄与すると考えられる17の目標(ゴール)との関係を以下のとおり整理しました。

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんな にそしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップ で目標を達成しよう
○			○		○	○						
○			○		○						○	○
○			○		○	○					○	○
○					○						○	○
○			○		○	○					○	○
○			○		○						○	○
○			○		○						○	○
			○	○	○	○	○		○	○	○	○
			○		○	○						○
			○		○	○					○	○
○			○		○							○
○					○	○					○	○
○					○						○	
○			○		○						○	○
○			○		○						○	○
○					○							

<資料編>

- 「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」の概要…………… 1

- 「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定経過…………… 3

- 人権施策審議会委員名簿…………… 4

「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」の概要

第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の経緯

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に新たに規定された基本理念や紛争解決体制を明記するとともに、2022(令和4)年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果や2015(平成27)年12月の第二次改定以降に明確になった課題などをふまえて見直しました。

2 めざす社会

「差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会」の実現

3 基本理念

全ての県民が互いに認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、次のことを基本理念とする。

- (1) 多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現
- (2) 差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現

4 人権尊重のための基本姿勢

(1) 県、県民、事業者それぞれの主体の役割

行政だけでなく、事業者やさまざまな団体、県民一人ひとりが人権尊重の視点に立ってそれぞれの主体に応じた役割を果たす。

(2) 県民、事業者等と協働した人権が尊重されるまちづくり

県民、事業者、NPOなどが相互に連携を図り、「人権が尊重されるまちづくり」の取組を展開する。

第2章 人権施策の推進

1 人権啓発および人権教育の推進

(1) 人権啓発

あらゆる人権課題について、自分自身の問題としてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を行う。

(2) 人権教育

人権尊重の意識や行動力を育む取組を教育活動全体を通じて推進する。

2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

(1) 相談体制の充実

相談窓口の広報に取り組み、「助言、調査、関係者間の調整」等の必要な対応が実施できるよう体制の充実を図る。

(2) 紛争解決に向けた取組の充実

差別解消条例に基づく、「助言、説示及びあっせん」を迅速かつ適切に実施し、問題解決を図る。

3 課題別施策の推進

○部落差別（同和問題）

県民一人ひとりが自らの課題として受け止め、実際の行動に結び付くよう教育・啓発活動を推進する。

○子ども

子どもの健やかな育ちを支援するため、行政、学校、家庭、地域等さまざまな主体が連携した取組を促進する。

○女性

男女共同参画意識の一層の浸透を図るとともに、DVや性暴力の被害者等困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援の取組を進める。

○障がい者

ユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別解消の支援体制の強化を進める。

○高齢者

虐待や認知症に関する知識の周知により、高齢者の尊厳確保等を図るとともに、地域包括ケアシステムを深化・推進する。

○外国人

行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、さまざまな主体と連携して日本語教育の体制づくりに取り組む。

○患者等

患者本位の医療体制づくりの推進や、患者等に対する偏見や差別を解消するために、正しい知識の普及・啓発を推進する。

○犯罪被害者等

犯罪被害者等のカウンセリング体制の充実に取り組むとともに、権利や利益の保護のため総合的な支援を実施する。

○インターネットによる人権侵害

人権の視点に立った正しい知識や理解を深める啓発の推進や差別的な書き込みに対するモニタリングを実施する。

○性的指向・性自認

性の多様性に関する社会の理解を深める啓発の推進やパートナーシップ宣誓制度の周知と利用先の拡充を図る。

○ひきこもり

ひきこもり当事者の把握・早期対応を行うための仕組みづくりやアウトリーチ（訪問型）支援の充実に取り組む。

○あらゆる人権課題の解消に向けて（アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

あらゆる人権課題に対する教育・啓発活動を推進し、相談体制の充実や紛争解決を図る。

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む。

2 人権施策の推進体制と仕組み

(1) 国・都道府県・市町、関係団体と連携して取り組み、県庁内では横断的な推進体制で取り組む。

(2) 具体的な取組を進めるため「行動プラン」を策定し、毎年度の取組の成果や課題を年次報告として取りまとめる。

「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定経過

◆ 調査審議

2023（令和5）年

4月27日	令和5年度第1回三重県人権施策審議会 策定に向けての検討
8月22日	令和5年度第2回三重県人権施策審議会 素案の検討
12月20日	令和5年度第3回三重県人権施策審議会 最終案の検討

◆ 県民意見の募集結果

○パブリックコメント実施期間：2023（令和5）年10月13日～11月13日

○意見提出人数等：17名

○意見件数：32件

○内訳

項目	全体	第1章	第2章	第3章	計
件数	1	0	18	0	19

※意見件数32件のうち、類似する意見の集約等により項目別の合計は19件となっています。

項 目		件 数
全体的な意見		1
第1章 基本的な考え方		0
第2章 人権施策の推進		
I 人権啓発および人権教育の推進		4
II 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進		1
III 課題別施策の推進		
	部落差別（同和問題）【301】	1
	子ども【302】	3
	女性【303】	2
	障がい者【304】	1
	高齢者【305】	1
	外国人【306】	2
	患者等【307】	0
	犯罪被害者等【308】	0
	インターネットによる人権侵害【309】	0
	性的指向・性自認【310】	2
	ひきこもり【311】	1
	あらゆる人権課題の解消に向けて【312】	0
第3章 人権施策の推進体制等		0
合 計		19

三重県人権施策審議会委員名簿

(2023 (令和5) 年 4 月 27 日～2023 (令和5) 年 12 月 20 日)

氏名	所 属	
委員 秋山 則子	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター副理事長	
委員 上川 かずみ	一般財団法人三重県知的障害者育成会理事	
会長代理	上野 尚子 (令和5年6月3日～)	三重県人権擁護委員連合会会長
	松井 睦夫 (～令和5年6月2日)	”
委員 川北 秀成	NPO法人三重県精神保健福祉会理事	
会長代理 小林 慶太郎	学校法人暁学園四日市大学副学長	
会 長 田中 亜紀子	三重大学人文学部教授	
委員 中川 絵里子	公益社団法人認知症の人と家族の会三重県支部代表	
委員 西川 純忠	三重県人権・同和行政連絡協議会会長	
委員 萩 文明	中日新聞三重総局総局長	
委員	原口 悦子 (令和5年6月24日～)	公益社団法人三重県看護協会副会長
	福本 美津子 (～令和5年6月23日)	”
委員 福島 月子	公益社団法人三重県障害者団体連合会理事	
委員	藤田 和彦 (令和5年10月25日～)	日本労働組合総連合会三重県連合会事務局長
	藤岡 充昭 (～令和5年10月24日)	”
委員 堀川 克法	公益社団法人三重県人権教育研究協議会事務局長	
委員 松岡 克己	部落解放同盟三重県連合会執行委員長	
委員	村岡 敏樹 (令和5年10月1日～)	株式会社百五銀行人事課課長
	西川 孝則 (～令和5年9月30日)	”
委員 森 絵里	三重県PTA連合会理事	
委員 森 一恵	三重弁護士会推薦弁護士	
委員 山本 壽人	三重県民生委員児童委員協議会会長	
委員 横山 真弓	法務省津地方法務局人権擁護課課長	
委員 和田 京子	NPO法人伊賀の伝丸代表理事	

(五十音順、敬称略)

※ 諮問日 (2023 (令和5) 年 4 月 27 日) から答申日 (2023 (令和5) 年 12 月 20 日) までの委員名を記載しています。

第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン

2024（令和6）年3月発行

三重県環境生活部人権課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069

e-mail jinken@pref.mie.lg.jp

行動プランは、下記ホームページにも掲載しています
三重県 人権施策総合 <https://www.pref.mie.lg.jp/JINKEN/HP/index.htm>